

平成25年

三重県議会定例会会議録

(6 月 14 日)
(第 18 号)

第
18
号
6
月
14
日

平成25年

三重県議会定例会会議録

第 18 号

○平成25年6月14日（金曜日）

議事日程（第18号）

平成25年6月14日（金）午前10時開議

- 第1 議案訂正の件
- 第2 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第3 議案第115号から議案第124号まで並びに議提議案第8号
〔質疑、委員会付託〕

会議に付した事件

- 日程第1 議案訂正の件
- 日程第2 県政に対する質問
- 日程第3 議案第115号から議案第124号まで並びに議提議案第8号

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	49名		
1	番	下 野	幸 助
2	番	田 中	智 也
3	番	藤 根	正 典
4	番	小 島	智 子
5	番	彦 坂	公 之
6	番	栗 野	仁 博

7	番	石田	成生
8	番	大久保	孝栄
9	番	東	豊
10	番	中西	勇
11	番	濱井	初男
12	番	吉川	新
13	番	長田	隆尚
14	番	津村	衛
15	番	森野	真治
16	番	水谷	正美
17	番	杉本	熊野
18	番	中村	欣一郎
19	番	小野	欽市
20	番	小村	林聡
21	番	小林	正人
22	番	小野	英介
23	番	中川	康洋
24	番	今井	智広
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	辻	三千宣
28	番	笹井	健司
29	番	稲垣	昭義
30	番	北川	裕之
31	番	舘	直人
32	番	服部	富男
33	番	津田	健児
34	番	中嶋	年規

35	番	青木謙順
36	番	中森博文
37	番	前野和美
38	番	水谷隆
40	番	前田剛志
41	番	舟橋裕幸
43	番	三谷哲央
44	番	中村進一
45	番	岩田隆嘉
46	番	貝増吉郎
47	番	山本勝
48	番	永田正巳
49	番	山本教和
50	番	西場信行
51	番	中川正美
欠席議員	1名	
39	番	日沖正信
(52)	番	欠(員)
(42)	番	欠(番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林敏一
書記(事務局次長)	青木正晴
書記(議事課長)	米田昌司
書記(企画法務課長)	野口幸彦
書記(議事課課長補佐)	西塔裕行
書記(議事課主査)	藤堂恵生
書記(議事課主査)	村山トモエ

会議に出席した説明員の職氏名

知事	鈴木英敬
副知事	石垣英一
副知事	植田隆
危機管理統括監	渡邊信一郎
防災対策部長	稲垣司
戦略企画部長	山口和夫
総務部長	稲垣清文
健康福祉部長	北岡寛之
環境生活部長	竹内望
地域連携部長	水谷一秀
農林水産部長	橋爪彰男
雇用経済部長	山川進
県土整備部長	土井英尚
健康福祉部医療対策局長	細野浩
健康福祉部子ども・家庭局長	鳥井隆男
環境生活部廃棄物対策局長	渡辺将隆
地域連携部スポーツ推進局長	世古定
地域連携部南部地域活性化局長	森下幹也
雇用経済部観光・国際局長	加藤敦央
企業庁長	小林潔
病院事業庁長	大林清
会計管理者兼出納局長	中川弘巳
教育委員会委員長	岩崎恭典
教育長	山口千代己

公安委員会委員長
警察本部長

田中 彩子
高須 一弘

代表監査委員
監査委員事務局長

福井 信行
小林 源太郎

人事委員会委員
人事委員会事務局長

岡 喜理夫
速水 恒夫

選挙管理委員会委員

川端 康成

労働委員会事務局長

前 嶋 卓 弥

午前10時0分開議

開 議

○議長（山本 勝） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（山本 勝） 日程に入るに先立ち報告いたします。

提出者から、会議規則第15条第2項の規定により議案訂正の申し出がありましたので、お手元に配付いたしました。

次に、さきに提出されました議案第122号について、地方公務員法第5条の規定により人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、ごらんおき願います。

以上で報告を終わります。

議案の訂正について

件名 議提議案第8号 三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例案

訂正内容

事項	三重県飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす条例案第九条第二項及び第三項
頁数	3頁
行数	第25行から第30行まで

訂正後	訂正前
<p>2 知事は、三重県規則で定めるところにより、飲酒運転違反者に対し、前項に規定する受診及び報告を行うべき旨並びに当該受診及び当該報告の期限を通知するものとする。</p> <p>3 知事は、前項に規定する通知を受けた飲酒運転違反者が同項に規定する報告の期限までに第一項に規定する報告をしないときは、当該飲酒運転違反者に対し、同項に規定する受診及び報告を行うよう勧告をすることができる。</p>	<p>2 知事は、三重県規則で定めるところにより、飲酒運転違反者に対し、前項に規定する受診及び報告を行うべき旨並びに同項に規定する受診の期限を当該飲酒運転違反者に通知するものとする。</p> <p>3 知事は、前項に規定する通知を受けた飲酒運転違反者が同項に規定する期限までに第一項に規定する受診及び報告をしないときは、当該飲酒運転違反者に対し、同項に規定する受診及び報告を行うよう勧告をすることができる。</p>

訂正理由

本条項が、県民に誤解なく理解され、適切に施行されるよう訂正を行うもの

人 委 第 38 号
平成25年 6 月13日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第5条の規定による条例に対する意見について

平成25年 6 月12日付け三議第28号でお尋ねのありました下記の議案に対する本委員会の意見は別紙のとおりです。

記

議案第122号 副知事等の給与の臨時特例に関する条例案

別 紙

副知事等の給与の臨時特例に関する条例案に対する人事委員会の
意見

副知事等の給与の臨時特例に関する条例案は、県の厳しい財政状況の中、平成25年度地方財政計画における給与関係経費の削減による地方交付税等の減額を考慮し、副知事等の給与を特例的に減ずるものです。

この措置は、地方公務員法に規定する給与決定の原則とは異なるものであり、労働基本権が制約されていることに対する代償措置と位置付けられた人事委員会の給与勧告制度の根幹にかかわるものです。昨年10月の人事委員会勧告において、給与勧告制度に基づく本来の職員の給与水準の確保を強く要望した

にもかかわらず、今回新たにこのような給与の減額措置を行うことは誠に遺憾であります。

本委員会としては、給与勧告制度に基づく本来の職員の給与水準が早期に確保されることを望みます。

議 案 の 訂 正

○議長（山本 勝） 日程第1、議案訂正の件を議題といたします。

去る6月10日に提出されました議提議案第8号三重県飲酒運転^{ゼロ}を目指す条例案について、本日付をもって訂正したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。議提議案第8号の訂正については、会議規則第15条第1項の規定により、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝） 御異議なしと認めます。よって本件は許可することに決定いたしました。

質 問

○議長（山本 勝） 日程第2、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。25番 藤田宜三議員。

〔25番 藤田宜三議員登壇・拍手〕

○25番（藤田宜三） 皆さん、おはようございます。いつものこの声で大変申しわけございませんが、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

登壇をいたしますと、まず花の話をするのが私の通例でございまして、今日はオンシジュームがあり、リシアンサスがあり。

〔発言する者あり〕

○25番（藤田宜三） 聞こえませんか。ちょっとボリュームを上げていただけますか。この花を見ますと、多くが海外から入ってきているのかな、こんなふう思うわけでございます。明日あさって、16日日曜日でございますが、皆さん方、何の日か御存じでしょうね。父の日でございまして、昨日、知事

のほうへバラの生産者の方がピンクダイヤモンドという品種をお持ちいただいたということでございますので、どうぞ皆さん、お子さんなり、お話をしただいて、バラの花が欲しいというお声がけをいただければなど、こんなふうに思うわけでございます。

それともう1点、今年、御遷宮でございますけども、先日、外宮の広場で寄せ植えコンテストというのがございまして、西場議員が会長をされておる種苗園芸組合というところが中心になってやっていただいて、250店の参加がありまして、本当にすばらしい大会かなと思わせていただきました。中でも、私は拝見させていただいたんですが、私ども、名前のわからない花がたくさんありまして、これはちょっと情報音痴かなと、思った点もございまして。しかし、御遷宮ということで、日本中の皆さん方が訪れる伊勢の町をぜひともお花で飾っていただいて、おもてなしをしていただけたらありがたいなど、思うわけでございます。

それでは、通告に従いまして質問に入りたいと思います。

在住外国人についての質問をさせていただきます。これは、皆さん方御存じのように、最近、三重県における在住外国人の数が減っておりますが、12月現在で4万1811人という方が住んでいらっしゃるしまして、人口の2.23%を占める状況でございまして、ピークの5万3000人からはかなり減ってきておるとい状況でございまして。これは、経済状況が大きく影響しているのかな、と思います。

それともう1点、昨年の7月9日より始まった在住外国人も住民基本台帳制度の対象になったということで、台帳に移行できなかった住民の皆さんが計上されていない。この辺のこともあつて少なくなっているのかな、と思うわけでございます。内訳は、ブラジル人が一番多くて1万2674人、次いで中国人、そして韓国・朝鮮人、フィリピン人、ペルー人と続いて、この5カ国で全体の85%を占めると、こんな状況でございまして。

それぞれ住んでみえる市町でございましてけども、一番多いのが四日市市、続いて鈴鹿市、津市、伊賀市、松阪市というふうになっております。国籍に

については、松阪市はフィリピン人が一番多いんですが、ほかには皆ブラジル人が多いと、そんな状況でございます。

一方、今年の出生率が1.41と少しは上がりましたが、減少の一途という状況でございます。こういう中で、在住外国人の皆さんというのは、母国語と日本語を操ることができる。もっと3カ国語、4カ国語をしゃべる方もいらっしゃるし、何よりも両方の国の文化を知ってみえるということで、日本とそれぞれの国とのかけ橋をするという役割をしていただける大変貴重な人材であるのかな、こんなふうに思うわけでございます。

このように、以前から三重県において多くの外国の皆さんがお住まいになるという中で、それに伴って生じる課題というのも種々ございます。その実態を調査することを主たる目的として、2008年に超党派で、国会議員をはじめ県議会議員、市議会議員、町議会議員の有志の皆さんによりまして、三重県多文化共生を考える議員の会というのが発足いたしまして現在まで調査、提言を行ってまいりました。

特に、両親とともに来日をした子どもさん、あるいは日本で生まれた児童・生徒の皆さんの教育面での課題というのは大変大きいものがありまして、特に言語におけるハンディキャップ、文化の違いから来る価値観の相違など、多くの課題を持ってみえます。それらを克服するために、県、県教育委員会をはじめとして市町の連携の中で大変な努力をいただいていたことは、私どもの調査の中でも見えてきております。

特に、小・中学校における日本語教育においては、日本語相談員と巡回指導員、それぞれ昨年は、67人の常勤、非常勤の方の時間数で五百数十時間、巡回員12人という加配を県のほうからいただいて御努力いただいております。また、鈴鹿市においては、早稲田大学との共同研究の中で、個々の児童の能力を調べて、それに合った指導を行うというようなことも独自にやられているということがございます。これら、小・中学校における日本語指導については、十分とは言えませんが、その方向性についてはかなり見えてきているのかな、こんなふうに思います。

その結果といいますか、各市町におきまして、在住外国人の児童・生徒の高校進学というのが大変向上しております、これにつきましては、私ども、議員の会で調査をさせていただきました。ちょっとフリップがありますが、（パネルを示す）見ていただければわかるように、卒業生の100%、90%というような数字も出ております、多くの外国人の皆さんが高校進学という流れになってきておる。これは、全国的に見ましても、大変高率であるというお話も聞かせていただいております。

この高校進学をした高校生の皆さんでございますけれども、在学をして、それに対して県としていろんな学習指導など、多くの支援をしていただいておりますけれども、その取組状況と成果について、まずお聞かせいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 県内の高等学校での日本語教育の取組と成果についてお答え申し上げます。

県立高等学校における日本語指導が必要な外国人生徒数は、平成15年には63人でしたが、平成24年9月1日現在では19校174人になり、この10年間で100人以上増加するとともに、言語も13言語と多様化してまいりました。特に、日本語の習得状況が異なる生徒が多く在籍している定時制課程では、日本語指導や教科指導などにおいて様々な課題を抱えています。

このような現状を踏まえまして、昨年度は飯野高校を拠点として、外国人生徒支援専門員1名及び日本語支援員2名を配置し、飯野高校以外の学校への派遣も行うなど、外国人生徒に対する進路実現や日本語習得のための支援を進めてまいりました。

また、日本語で学ぶ力の育成を目指したカリキュラム、いわゆるJSLカリキュラムの周知を図るため、日本語指導が必要な外国人生徒が在籍する高校の教員を対象とした研修会を実施いたしました。さらに、日本語運用力測定基準の見直しや授業のときに使用する補助教材の開発を行うとともに、国語、英語などの一部の教科におきまして学習指導案を作成したところでござ

います。

県教育委員会といたしましては、今後も、飯野高校に配置している外国人生徒支援専門員を本年度から2名にいたしました。活用し、昨年度の実績を踏まえましてJ S Lカリキュラムの三重県モデル作成に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。また、昨年度末に完成いたしました飯野高校の多文化共生棟も活用いたしまして、N P Oなど地域と連携した日本語指導の充実を図ってまいります。

以上でございます。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） ありがとうございます。

飯野高校を一つのモデル校として、日本語教育を含め、外国人高校生の教育を進めていくというお話でございます。特に、多文化共生棟という新しい考え方をうけていただいて、地域の皆さん方とともに教育を進めていただくということでございますので、ぜひこの辺のところをある程度モデルという形にして、そこで得たノウハウを全県に展開していただきたいなと、こんなふうに思うわけでございます。

それと、三重県版のJ S Lというお話がございました。外国人の日本語教育を含めての高等学校の教育というのは、まさに創造の時代といえますか、創造していく時期だろうというふうに思いますので、ぜひともその辺のところをよろしく願い申し上げたいと思います。

次にお伺いしたいのは、高等学校へ入学をする率は高まってきた、それは当然定時制、全日制を含めてでございますけれども、その入学をしてきた高校生が本当にその高校の中で日本語のハンディというものを感じながら学習していく、飯野高校については特別の方法があるかというふうに思いますけれども、ほかにも多くの学校で生徒が学んでおります。県の場合は日本語指導が必要な生徒という分け方をさせていただいておりますが、この生徒の皆さんが学年を追うごとにどんな変化をしているのかなというのが大変興味がございます。資料をいただきました。

その資料を読ませていただきますと、これは平成22年度に入学をされた生徒なんです。全日制の場合は入学時26名いました。それが2年生になると13人になり、3年生になると8人に減っていく。一方、定時制の場合は45名入学をして、それが2年生になると36人に減っております。最後、3年生になると20人にまで減っていったという変化がございます。

この変化、いろいろ理由はあろうかというふうに思いますが、大変気になるところでございます。この辺のところ、県教育委員会としてどのように分析をされ、これに対してどう対処されておるのか。当然、日本語の指導が必要でなくなったという方もあろうかと思いますが、この辺のところ、どのように対策を考えられているのか、お聞かせ願いたいと思います。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 外国人生徒の在籍数の変化についてお答え申し上げます。

県立高等学校における日本語指導が必要な外国人生徒の在籍数は、議員御指摘のとおり、学年を経過するごとに減少する傾向がございます。全日制課程におきましては、いわゆる留年、休学となった生徒が若干名いるものの、多くは日本語運用力が向上したことにより、日本語指導の必要性がなくなったためと考えております。

一方、定時制につきましては、主に低学年におきまして在籍数が減少しており、その主な原因は就職による進路変更や帰国による退学、あるいは留年などによるものと考えております。定時制課程におけるこのような状況の原因の一つには、生徒の日本語運用力不足が大きな原因と分析しております。

その対策といたしまして、各高等学校におきましては、個々の生徒の日本語運用力や学習状況などについて、出身中学校との情報交換、教員、外国人生徒支援専門員などによる面談を行うなど、きめ細かな対応を行っているところです。その上で、日本語指導が必要な外国人生徒を対象とした少人数による取り出し授業や外国人生徒支援専門員が支援に入ってチームティーチングなどの授業を行うなど、個々の生徒の日本語能力に応じた日本語指導と学

習指導を進めています。

今後は、中高が一層連携いたしまして、生徒の日本語運用力や学習状況などに関しまして、中学校と高等学校が情報共有できる個人カルテなどの引き継ぎの仕組みを検討するなどいたしまして、生徒が安心して学べる環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） 先ほど申し上げた議員の会で、昨年の10月から今年の1月にかけて、高等学校を手分けして調査させていただき、現場の先生方から直接いろいろお話を聞かせていただきました。減っていく数の中で、退学といますか、高校を離れていくという話でございますけれども、その中で、先ほど御答弁にあったように、日本語能力というものが非常に大きな原因になっておるとというのが私どもの調査の結果の一番大きいところでございました。

いただきました日本語の指導を必要とする生徒の数字の捉え方も、実際現場へ行ってみますと、日常会話は非常に流暢にされる生徒が、実際話を聞きますと、授業の内容が、ほとんどというところとちょっと語弊がありますけれども、非常に理解度の低い状態になっているというお話を聞かせてくれました。これは、日常会話といわゆる学習をするための言葉には差があるんだと。学習言語という言い方をしておりましたけれども、この学習言語に関しての支援というのが大変重要であるというふうにお聞かせいただきました。

その他いろんな御指摘をいただきましたし、先ほど御答弁いただいたように、個々の生徒、中学校から高等学校につないで、それぞれ個人のカルテを持って、その個人に合った指導をしていくということも検討するというお言葉をいただきました。これは大変重要なことでございますので、ぜひともよろしくお願いをしたいと思うわけでございます。

それともう1点、経済的な理由で学校をやめざるを得ないという生徒も若干みえると。この辺のことについては、何らかの奨学金であるとか、あらゆる方法を検討いただけたらなというふうに思います。

それから、先ほど申し上げた言葉の問題ですが、これは単に生徒だけではなくて、親御さんとのコミュニケーションというのも学校としては大変重要でございます、この辺のところに対する通訳といいますか、中へ入る方の手当てというのも補充、強化をしていただきたいという声もお聞かせいただきました。

それともう1点、外国人の生徒に対する教育の研修をやっていただいているというお話でございましたが、まだまだという御意見もお聞かせいただいておりますので、その辺の強化もよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

最後に、3年生まで頑張った子どもたちが卒業して、進学をしたり就職をするということでございますが、これについて、県教育委員会としてどのようにかかわってみえるのか、できましたら、その後のフォローというようなことがしていただければ、ぜひともお聞かせいただきたいと思っております。

以上でございます。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 日本語指導が必要な生徒の進路指導についてお答え申し上げます。

日本語指導が必要な外国人生徒が在籍している学校では、外国人生徒及びその保護者に対しまして、高等学校入学時から進路に関する面談を繰り返す行い、日本語の習得状況をはじめ、希望する職種、将来設計を詳細に把握し、個々の状況に応じた求人情報の提供や面接指導などを行っております。

また、企業の人事担当などを経験した就職支援相談員が外国人の雇用機会がない地元企業を積極的に訪問し、学校における外国人生徒教育の取組や生徒の希望する職種を説明し、外国人生徒が就職活動を行うための環境づくりに努めております。

さらに、就職後は追跡調査を兼ねまして就職担当教員が生徒の就職先を訪問し、本人や職場の上司と面会して職場定着状況を確認する取組を継続的に行っているところでございます。

県教育委員会といたしましては、外国人生徒が勤労観、職業観を自ら形成、確立できるよう、各校のキャリア教育への取組を支援いたしますとともに、地域若者サポートステーションの職員と学校訪問する機会を増やし、生徒個々の状況に応じた進路相談や就労支援をさらに充実してまいります。

また、地域のハローワークや商工会議所などと連携を図り、外国人就労に対する地元企業の理解を得るための働きかけを行い、1人でも多くの外国人生徒が社会的、職業的自立を果たすことができますよう、学校とともに一緒になって取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） ありがとうございます。

高校へたくさん生徒が行く、そこでの教育をフォローいただいて、そして、在学中いろんな意味で、言葉であったり、自助生活であったり、フォローいただいて、ぜひとも県内における有用な人材として定着していただけることを願う次第でございます。

以上で、この項の質問を終わります。続きまして、農業についての質問をさせていただきます。

現在、T P Pの問題がございまして、農業以外の多くの分野からの反対意見もある中で、また、ポスターでもT P P反対を掲げていた自民党が、安倍内閣の誕生の後に、半年もたたないうちにT P P交渉への参画を表明しました。7月23日に参加をすると、日が迫ってきておる状況でございます。また、先日、国の新しい成長戦略が閣議決定をされ、攻めの農林水産業の展開が掲げられました。これらを考えると、日本の農業というのは、これまでの取組の延長では対応し切れない非常に大きな転換期を迎えているのではないかと、そんなふう思うわけでございます。

日本の農村に目を向けますと、T P P交渉の正当性を主張するのに用いられているのがちょっと残念ではあるんですが、T P Pに参加しないまでも、基幹農業従事者の平均年齢がこの20年間で10歳ほど上がってしまった、経営

的に不安定な農業に若い人たちの心を引きつけるものが非常に少なくなっているという意見もございます。このままほっておけば、農村を守り、美しいふるさとを守るということができないかもしれない、そんな不安を持つわけでございます。

そういう不安の中で、三重県においては何とか変えていこうという行政と議会の思いの中で議論を交わしながら、平成22年12月に、農業関係者の念願でありました農業振興条例、正確には、三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例が制定されました。そして、平成24年3月には、条例に基づく基本計画が策定されました。

私は、その中で、県は大変先取りをした農政の改善に向けてかじを切っているんだなというふうに感じております。一つは、知事の言うもうかる農業をキーワードに据えて、従来型のつくる農業にマーケットインの発想を取り入れて売れる農業へと変えていく。さらに、施策展開の柱の一つに、農業・農村を起点とした新たな価値の創出ということを位置づけて、農業にもイノベーションをとということで積極的に6次産業化を進めていくとした点が一つ指摘できるのかなと思うわけでございます。

二つ目は、集落、産地が主体になって、その地域の資源を有効に活用して地域全体で価値を生み出して高めていく。そういうことを目指してその地域で策定する地域活性化プランをつくり、実現のために、県はもとよりですけども、市町の行政、農協などの関係団体が連携して、一丸となってサポートしていくという、そういう支援手法であるというふう思うわけでございます。

私は以前、条例が制定されてすぐに、この地域活性化プランをどのように進めていこうと考えているのかについて質問させていただきました。そのときの答弁は、市町や農協など、関係機関と連携して、地域の思いや考えを生かしながら地域自らの創意工夫を重視した取組を計画的に促進していくことで、農業・農村の活性化や売れる農業につなげていきたいという回答でございました。これは現在でも変わりなく普遍的なものであろうというふうに私

も思いますが、その条例に基づいて、地域活性化プランの取組がスタートして今年で2年になります。この間、地域活性化プランがそれを用いてもうかる農業の視点からどのような成果を得られているのか、改めて確認をしたいなと思いますので、よろしく願い申し上げます。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 今の地域活性化プランの取組、どのような成果が出ているのかということで御質問いただきましたのでお答えさせていただきますと思います。

地域活性化プランですが、このプランは農業・農村の地域資源を有効活用したもうかる農業に向け、地域自らの取組のスタートを促し、その継続発展を支援するもので、平成23年度から、市町、農協等の関係機関と連携する中で進めてきております。平成24年度までの2カ年で、地域営農体制の強化であるとか、6次産業化などを目指した113のプランを策定していただいているところです。

具体的に幾つか申し上げますと、集落営農の法人化を契機とする経営の多角化、新たな産地の育成や食品事業者と連携した産地力の強化、希少性や物語性等を生かした農産物の高付加価値化、食品事業者や流通事業者と連携した農産加工品の開発、さらには、観光農園や農業体験サービスによる集客交流の拡大など、地域の実情に即した多様な実践取組が開始されてきております。

この中では、地元産のモチ米を活用した鈴鹿のクマダというところがありますが、しゃぶしゃぶ餅という商品があります。国産紅茶品種のベニホマレを復活させた亀山紅茶、木になったままで完熟させた樹熟五カ所小梅、地元産菜種油を活用した食べる菜種油で口伝油というのがあります。さらに、高い抗酸化力を売りにした熊野特産のたかな漬け、新たな視点から身近な資源の特徴を生かした幾つかの商品づくりの芽が出てきております。

今後は、こうした取組をもうかる農業に着実につなげていくため、みえフードイノベーション・ネットワークへの参加であるとか、国の6次産業化支

援制度などの活用を図ることによりまして、地域自らによる商品改良であるとか、販路開拓が円滑に進んでいくよう、プランの実践を引き続き支援していきたいと考えております。また、地域活性化プランの取組を県内各地域で広げていくため、地域のビジネス思考の機運醸成を図るとともに、新たな取組に挑戦しようとしている地域であるとか、課題解決に向けた動きがある地域を中心にしまして、毎年50地域を目標として新たな取組を創出していきたいと考えております。

以上です。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） 113地区で具体的な活性化プランができ上がっておりというふうに理解してよろしいでしょうか。

○農林水産部長（橋爪彰男） 現時点で113のプランができ上がっております。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） 以前50カ所を目標にして2年で100を超えたということでございますので、それなりの成果があったのかなというふうに思いますが、まだまだ先ほどお話しいただいた商品というものが、地域発として商品化されて我々の目の前にあらわれてきている実感がないと思っております。しかしながら、着実に地域の中で新しいものを生み出しながら進めていくということでございますので、ぜひこの方向でフードイノベーションを含めて進めていっていただきたいと思うわけでございます。

ちなみに、昨日、あめの話が知事の記事と一緒に載っておりましたが、あれも地域活性化プランの一つに入るのでしょうか。突然聞いて申しわけありません。

○知事（鈴木英敬） あの取組は、みえフードイノベーションの中の商品開発ですので、市町の皆さんとか、農協の皆さんとやる地域活性化プランではありませんが、あめは伊勢どんこという、議員に申し上げるのも僭越ですが、シイタケの柄の部分の今まで使われなかったところを利用するという意味では、シイタケ農家の皆さんの裾野の活性化につながっていくんじゃないかな

と、そのように思っています。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） ありがとうございます。突然振って申しわけありません。

ありとあらゆるところの可能性を進めていただいて、6次産業化といいますが、商品化をしていく、まさに必要なことかなというふうに思っております。

次に、先ほど申し上げたように、地域の農業者たちが売れる商品づくりにどのように挑戦していくのか、そして県が農業者の挑戦意欲をどのように引き出し、そしてその挑戦をサポートしていくのかということを考えていきたいというふうに思うわけでございます。

国の新しい成長戦略は3点ございまして、産業基盤を強化する日本産業の再興、新たな成長分野を開く戦略市場創造、世界の経済成長を取り込む国際展開戦略が三本柱でございます。このうち、農業に関して、2の戦略市場創造の重点の一つとして、高付加価値製品を生み出す農山漁村の実現が位置づけられております。そのための具体的な展開施策の一つが、話に出ております6次産業化の推進とされております。農業の6次産業化の市場規模を、現在の1兆円規模から10年間で10兆円まで拡大するんだという目標を掲げております。

その6次産業化の市場規模について少し調べさせていただきました。農林水産省が出しております農林水産統計というのがございまして、これを使いまして、私なりに本県の6次産業化の市場規模の試算を簡単でございますけれどもさせていただきますと、平成23年度の規模で340億円程度となりました。日本の農業の産出額が約8兆3000億円でございますので、6次産業化の市場規模が1兆2000億、一方、本県の農業産出額が1100億円に対して6次産業化の市場規模が340億でございますので、三重県の生産額に対して6次産業化の規模というのが大きいのかなというふうに推測されます。

それで、他県のデータを使ってちょっと簡単に、（パネルを示す）農業の生産額と6次産業化の市場規模とのバランスを比較させていただきました。

そうしますと、全国で6番目になりました。ただし、本県より上位となった県の農業産出額のデータを見てみると、静岡県の2127億円は別として、いずれも本県よりも農業産出額が非常に少ない県ばかりでございますので、ちょっと農業産出額がよく似た県について数字を見てみました。それが次の資料でございます。

(パネルを示す) 1000億円前後の規模の県の中でも、三重県はかなり上位に位置するのかなと。いずれも三重県の6次産業化の規模というのはそこそこ進んでいるのかなというのが、大変粗っぽい数字でございますけれども、感覚として持っていただければいいのかなと思いました。

ちなみに、先ほど見せました農林水産省の統計でございますけれども、6次産業化の取組というのは、農業経営体や農協等による農産物の加工及び農産物の直売所、農業経営体による観光農園、農家民宿、農家レストランなどを含めた総数でございます、その総合計が三重県の場合は340億円であるというふうな数字でございます。

6次産業化につきましては、先ほど申し上げたように、本県は先取りをしているのかというように私は思っておりますけれども、同時に、統計上、県内の農業者の皆さんが農業の6次産業化に大変御努力をいただいておりますというのがよくわかりました。内容的に、加工、直売、観光農園、民宿、農家レストランにとどまらず、先ほど知事がおっしゃられましたイノベーションネットワークの中から生まれてくるアイデア、そういうものを通じて、もうかる農業を実現するために売れる商品をつくっていくという点が重要であるというふうに思っております。

同時に、先ほど私が申し上げたように、県民にとりまして、地域活性化プランで生まれた商品もそうですし、イノベーションの中で生まれてきた、ネットワークの中で生まれてきた商品につきましても、まだまだ県民に実感がされていないというのもある意味現状かなというふうに思います。

そういう中で、農業支援による6次産業化にさらに取り組んでいくためには、県でしかできないというところで二つのポイントがあるのかなというふ

うに思います。一つは、積極的に6次産業化を進める人材の数、すなわち人材育成にもっともっと取り組む必要があるのではないだろうかというふうに思うわけでございます。

昨年は質問の折に、もうかる農業を支えるという観点で、このときはフードイノベーションを支える人材育成というようなこととお話しさせていただきましたが、県の農業大学校において、マーケティングに関するカリキュラムの導入を含めて、6次産業化に資するための人材教育を目指して内容を充実させる必要があるのではないかと、こんなお話をさせていただきました。その後1年がたちましたが、もうかる農業を支える農業人材の育成という意味において、農業大学校の取組についてどのように見直していただけたか、確認をさせていただきます。よろしくお願いたします。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 6次産業化の人材育成を進めるという流れの中で、農業大学校の取組についてどう進んだのかという御質問だったと思います。

人材育成の考え方としましてですが、つくる農業から売れる農業への転換を進め、もうかる農業の実現を図っていくために、社会情勢の変化や多様化する消費者ニーズ等を的確に捉え、経営戦略の一つとして6次産業化など農業経営の多角化等に取り組むということが出来る、こういう農業者の育成が重要だというふうに考えております。

このような状況を踏まえまして、農業大学校では平成24年、昨年9月から、意欲ある農業者を対象とする公開講座といたしまして、マーケティングスキルを持った農業者の育成を目的とするみえのリーディング産品を支える人材育成講座というのを開設いたしました。具体的には、一つは、消費者ニーズに合った商品づくりを目指して経営戦略策定に係る三つの講座と、もう一つは、ソーシャルネットワークシステム等を活用し、生産者の情報、商品の魅力情報の発信力を強化するための一つの講座、合わせて4講座を開設しました。

平成24年度は、この4講座で延べ40の経営体の方に参加いただきました。それぞれの講座では、自身の経営発展であるとか、実際の商談等を想定した商品の魅力アップに向けた研修に取り組んでいただいたところです。

本年度の取組ですが、本年度から、学生を対象とするカリキュラムについても一部改正を行ったところです。必須科目として、マーケティングの基礎理論、マーケティング戦略、情報発信手法等を学んでもらう農産物マーケティングという科目を新設いたしました。さらに、栽培実習で生産されたトマトをジュースに加工し、学生に商品の企画から販売までを実体験させるという取組も試行的ですが始めております。

今後とも、カリキュラムであるとか、公開講座など、農業大学校における人材育成に向けた取組をさらに充実していきたいと思っておりますし、学生のみならず農業者の方も含めて、もうかる農業を実践できる人材の育成に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） ありがとうございます。

本来、農業大学校というのは、一般の大学と違って、実践といいますか、卒業後、即農業経営をやっていけるような能力をつけて教育をするという趣旨だろうというふうに思います。いろんな形でマーケティングの内容を入れていただいたということでございます。ぜひ、地域だけに限らず、部外からもいろんな講師の方を呼んでいただいて、自分でつくったものを売れる、売る手法を卒業生が身につけてやっていただきたいな、こんなふうに思うわけでございます。それこそが三重県のもうかる農業を支えていく一番大きなことかなというふうに思っております。

それが第一のポイントでございますが、もう一つのポイントとして、農業者が1人で、1次産業である農業生産から2次産業、加工、新商品の開発、そして3次産業の販売というのは大変難しい面があるかというふうに思います。そういう中で、加工業者、流通業者とともに連携をしながら農業経営

の6次産業化ということを目指していく、そんな必要性があるのではないかなというふうに思うわけでございます。

その中で、特に農業改良普及指導員の果たす役割というのが、これから先重要になってくるのかなというふうに思うわけでございます。その辺のところ、一番農業者と接する機会の多い普及員の皆様方に対して、今後どのような連携を含めてかかわっていくのか、県の考えをお聞かせ願いたいと思います。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 6次産業化を進める中で、農業改良普及指導員の役割の重要性についてということで御質問いただきました。

御質問いただきましたように、6次産業化を進める中で、加工、流通事業者等との連携とかが非常に重要になっております。そういう背景の中で、農業改良普及センターにおきまして6次産業化担当を配置しております。国の6次産業化のサポートセンターでもあります県の農林水産支援センターとも連携しながら、研修会の開催であるとか、地域の実需者とのマッチング、6次産業化プランナーと連携した6次産業化法の認定に関するアドバイス、さらには、みえフードイノベーション・プロジェクトによる新商品開発や流通システムづくりなど、農業者の6次産業化支援をこれまで行ってきております。

いろいろ、先ほども鈴鹿のクマダの例も挙げましたが、こちらも6次産業化法の認定を受けまして加工施設を整備しておりますし、そういう中で、あられであるとか、みその加工・販売に取り組むなどの一定の成果が出てきております。しかしながら、まだ農業者が自ら加工・販売している商品の販路が限られているという課題もありますので、商品事業者等とのマッチングなどを通じ、販路開拓につなげていく必要があると考えております。

そのため、現場に近い普及指導員の役割が重要でございまして、普及指導員が中心になって、レストランなど、食品事業者等との連携をより一層促進するとともに、フードイノベーション・ネットワークを活用したものづくり

企業など、多様な事業者との連携による売れる商品の開発など、6次産業化を推進し、もうかる農業の実現につなげていきたいと考えております。

以上です。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） 普及員の位置づけは大変重要で、これから先重要になっていくだろうというふうに思います。しかしながら、農業改良普及指導員というのは、農業においてはプロフェッショナルでございますけども、加工、流通に関してはまだまだ情報量が少ないというふうに思います。ぜひ、この方々の2次、3次の産業にかかわっての研修といいますか、実体験といいますか、この辺のところもぜひお考えいただいて、直接農家と話し合いの中で6次産業化が進んでいくようによろしくお願い申し上げたいなというふうに思います。

いつものように時間が足らなくなってきました、いろいろお話をしたいんですが、最後の質問に入らせていただきたいと思います。公契約条例についてでございます。

公契約条例というのは、地方公共団体が民間企業と締結をする工事であるとか、製造であるとか、業務委託などの際の契約のことでございますけども、今日の大変厳しい経済状況の中で、品質の確保であったり、低価格入札による影響が、実際の業務に従事をされる労働者や下請の業者のほうへしわ寄せが行っているのではないかと、そういう心配の中から、公契約条例によって労働者の賃金を最低下限価格を決めて対応していこうと、そういう考え方のものがございますけども、これは、実際事業者にとっては、そのしわ寄せが行った場合に、技能、技術を継承するということが非常に難しくなっている状況があるということでございます。

先日、私、東北の支援の関係で仙台市へ行ってまいりまして、仙台市の建設協会の中心メンバーの方とお話しする機会がありまして、どうですか、いろんな課題がございますよねという話の中で、いろんな課題をおっしゃっていましたが、その中にやっぱり人材の問題が出てまいりました。人材の

問題というのは、要は技能、技術を持った若い人が本当にいなくなっているんだということでございます。20代、30代がほとんどいないんだと。10年、20年先は鉄筋工が本当にいるのかと、あるいは、細かい技能を有する仕事ができるのかと、こんな心配もされておりました。

そういうことも含めて、公契約条例という形で建設業を若い人たちに魅力ある業界にしていくということは、単に仕事をしていただく、労働の提供をしていただく皆さんだけではなくて、大手事業者にとっても大きな課題であるというふうに思ったわけでございます。そんな意味で、幸福実感日本一の話がされている知事さんのいる三重県で、公契約条例ということについて検討を始める、あるいは進めるということについてお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 公契約条例について答弁させていただきます。

本県においては従前から、適正な価格による契約を進めることが賃金水準の確保、人材育成とか下請の育成につながると考え、低入札対策の強化に取り組んできておるところでございます。

具体的には、平成16年度から、価格だけでなく技術力など、価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を導入し、平成23年度からは、低入札者に対して落札候補者と下請業者との契約内容などの審査を含む施工体制確認型総合評価方式を導入しました。そのことなどから、低入札は大幅に減少してきております。さらに、今年度は、県の最低制限価格及び低入札調査基準価格についても、国の動きに速やかに対応し引き上げを行っているところでございます。

また、平成24年3月には、技術力を用い、地域に貢献できる建設業を目指し、三重県建設産業活性化プランを策定しまして、現在建設産業の活性化に向けた各種取組を進めているところでございます。引き続き、このような取組を進めていきたいと考えており、公契約条例の制定につきましては、今後のこれらの取組による入札状況の変化とか、そういうことや、国及び他県の

動向などを注視して研究してまいりたいと考えております。

以上です。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） 時間がなくなりましたが、大変深刻な状況があるのかというふうに思いますので、是非とも今おっしゃられました総合評価方式を含めまして、最低価格の上昇、これが末端の技術者の皆さんに行き届いているかということの調査もぜひ行っていただきたいということをお願いいたしまして質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（山本 勝） 18番 中村欣一郎議員。

〔18番 中村欣一郎議員登壇・拍手〕

○18番（中村欣一郎） 自民みらい、鳥羽市選出の中村欣一郎でございます。今議会は、何人かの方から、先日の吉永小百合さんのことが話の中に出てきておりますが、私は地元の人間ということで、質問の1項目相当分の時間を割いて話をさせていただこうと思いますので、よろしく願いをいたします。

まずは、6月2日の潮騒の集いの実現に当たりましては、知事はじめ多くの関係職員にお骨折りをいただきました。本当にありがとうございました。地元の皆さんにかわってお礼を申し上げます。きっかけは、知事と島民とのすごいやんかトークの中で、もう一度吉永さんに会いたい、また神島へ来てもらえないだろうか、そういう島の人たちの熱い思いが声になって、それが実現したんだというふうに聞いております。

知事が、セレモニーの挨拶の中で語った、語るというよりは、吉永さんの横で、すぐそばで叫んだ、みんなで一生懸命願えば夢はかなうんだというメッセージは、島民のみならず集まってみえた多くの人の心に響いたのではないかというふうに思います。まさにみんなで動くこんなすごいというのを実感した1日でもありました。

島では、お盆やお正月になってたくさんの帰省客がお土産を両手に抱えて戻ってくると、その人たちの重みで島が数センチ沈む、あるいは傾くと言われておりますが、当日島民にお話を聞いたところ、この島の傾きからすると、

今日は2000人近くおると違うかなという声がありました。本当にそのとおり、港の前は人であふれ返っておりました。

港の前でセレモニーを終えてから、隣の離島センターの中で島民との交流会がありまして、そこで最後に餅まきをしたんですけど、これはそのときの写真でございます。(パネルを示す)私も餅を拾って、今日、力づけに朝から食べてきたんですけども、吉永さんの餅がとれるとよかったですけども、知事が投げたのをちょうど私は受け取りましたので、それを食べてまいりました。

ほかにも、吉永さんと私のツーショットの写真もあって紹介したかったですけれども、必ずその後ろには、頬がゆるゆるになった大先輩の方々が写っていて、議会の権威を損なってもいけないので写真は遠慮させていただきました。いつまでたっても輝きの失せない昭和、平成の大女優に、いつの日にか鈴木英敬の手から国民栄誉賞を贈る日が来るといいなと想像するのはちょっと先走り過ぎでしょうか。

それでは、この騒ぎが一過性で終わってはいけませんので、県との関係もある島のことも紹介しながら、少々島のPRもさせていただきたいと思います。「歌島は人口1400、周囲4キロに満たない小島である。」というのが小説『潮騒』の書き出しです。映画のロケのころを境に人口は減り続け、今では420人ほどになりました。(パネルを示す)写真の左側が伊勢湾、対岸は渥美半島の伊良湖岬になりまして、約3.5キロの距離です。この右側のほうが太平洋岸になります。鳥羽佐田浜港から14キロ、市営定期船で約40分。この港のすぐ脇のところに潮騒公園がありまして、県を通じて国の補助金で新しく整備され、ここでセレモニーが行われました。

三島由紀夫は昭和28年、28歳のときに、小説を書くために取材でこの島を2回訪れております。後にこんなふうに語っております。神島は忘れがたい島である。後に、映画のロケーションに行った人もこの島を大層懐かしんでいる。人情は素朴で強情で、なかなかプライドが強く、都会を軽蔑しているところが気に入った。地方へ行って、地方的劣等感に会うほど嫌なものは

ない。非常に重みのある言葉だというふうに思います。

彼は、この集落中腹あたりに逗留をいたしまして、この山の向こう側に日本の灯台50選に選ばれた神島灯台がありまして、それからもう少しこちらのほうへ来ると、これも見えておりませんが、監的哨があります。これは、旧陸軍が伊良湖から試し打ちした砲弾の着眼点をこちら側から確認するためのコンクリートづくりの建物でありまして、ここも県を通じて国の補助金を使って耐震補強がなされたところでございます。ありがとうございます。この建物が小説のクライマックスとなる嵐の夜に、新治と初江が待ち合わせをした場所になるわけです。

一方、理論上幾つかの条件が重なると、27メートルの津波が来るかもしれないと、鳥羽全体に来るとというような誤った報道がされておりますけれども、来るのは、実はこの南の端の南東側の斜面なんです、ここがピンポイント的に27メートルという資料があります。

集落はこちら側ですけども、ここにあるのは小・中学校なんです。小・中学校は高さ11メートルのところ建っておりますが、今、ここから避難路をつくって35メートルのところへ広場をつくって、いち早く避難路を完成しております。校舎は建てかえの必要もありますので、この背後地の安全な高さのところに移る検討中でございます。

先月ですけども、稲垣部長に聞いておいていただきたいんですけども、夜7時からのゴールデンタイムの番組で、「巨大自然災害から命を守れ」という特番がございましたが、私は見ていなかったので人から言われたんですけども、その中で、解説の池上彰さんが、鳥羽には27メートルの津波が来ると言われているけども、渡瀬マキちゃん、あんたは知っているのかと。ちなみに、ミュージシャンでリンドバークのボーカルをされていた渡瀬マキさんは、鳥羽市の小浜町の出身でございまして、コメンテーターとしてそこに出席をされていて、池上さんからそう言われて、渡瀬さんは、私の実家も27メートルだったら危ないかと、そんなやりとりがあったらしいです。

そのような人が子どもやお年寄りも見ると時間帯の番組でそんなことを言わ

れて、全く誤った情報だと思うんですけども、テレビだけでなく、新聞とか週刊誌でも、そういう軽い書き方をよく見かけるんですけども、そういったものにはしっかりと不安をあおることのないよう申し入れをしていただきたいと思います。よろしくお願いたします。担当の委員会ですので、ここでは質問はいたしません。

次に、ここからやっと本来の質問に関係してくるんですけども、平成23年の台風12号の折に紀州のほうは本当に大変な被害だったわけですけども、この伊勢湾口の神島にも流木が流れてまいりまして、これは港の中を埋め尽くすことはなくて、外側の堤防のテトラポッド等にひっかかったものを上げたらこれだけになったと。(パネルを示す) ちょっと大きさがわかりにくいんですけども、この左の隅に置いてあるのが瓦れきを入れる袋で、重機でつり上げる袋ですので、この山の大きさはわかっていただけるとと思います。このような状況でした。

それでは、本題の質問に入らせていただきます。

まず1番目、漂流漂着物処理についてお尋ねいたしたいと思います。

海岸漂着物対策については、国の補正予算を受けての基金の創設と、その半分を取り崩した1年目の対策事業費が議案として提出されています。先日、中村進一議員がこの質疑をされたわけですけども、私も、この漂着物に関しては、自分としてもライフワークの一つといたしますか、逃れられないテーマだと考えておりますので、この対策事業の展望について主にお伺いをしていきたいというふうに思います。

まずもって、2年間で2.7億円の予算を獲得されたことは、知事はじめ関係部局の皆さんには、頑張りといいますか、努力に心より敬意を表したいと思います。3県1市の首長の集まりの中で、伊勢湾の漂着ごみで困っている窮状をしっかりと訴えていただきまして、その後の国への要望についても、先頭を切って駆け回られたことがこの成果となって返ってきたのだというふうに思います。

(パネルを示す) この写真は昨年の3月11日に名古屋の国際センターで行

われました、伊勢湾の海岸漂着ごみを流域のみんなで考える会の様子です。会場はちょうど丸く囲んだレイアウトになっておりまして、故意か偶然かはわかりませんが、1カ所が伊勢湾口の入り口のようにあいていまして、単に人が出入りするための通路だったのかもしれませんが、私は、スタッフも粹なレイアウトをするなど思ったところです。この会議で、やっと一歩を踏み出した、いよいよ始まったなど感じさせる節目の会議でした。

さて、私の最も気になる点は、3県1市で取り組むといいながら、ちゃんとその3県1市が連携はとれているのだろうか。満額はついたものの、ここに一抹の不安があります。伊勢湾の漂着ごみをなくそうという3県1市が一緒にやる共同作業だというふうに思っておりますので、ほかの県、ほかの市は、環境省の100億円の予算を、あんたのところは何をするためにどのぐらいの予算をとりに行くんだと、そうか、それだったら三重県はこの分の予算をとるのにこれだけの額をあげるよと、当然そういうやりとりがあった中での要求額の積み上げがあって、そして満額はついたと喜べるものではないかなというふうに思うわけなんです。

海のない岐阜県は、この予算を処理の部分でもらえるのか、啓発の部分でしかもらえないのか、愛知県は、三河湾と伊勢湾をどういう比重で考えておられるのか。その3県1市が同じ土俵で、同じ机の上で作戦を立てているのか、お聞きをしたいと思います。もし、それぞれの数字で答えられるものがあればお答えをお願いします。

また、県庁内の連携についても気になるところでございまして、担当の環境生活部のほかにも、県土整備部やら農林水産部も当然関係してくることだというふうに思います。縄張り争いをするのではなくて、縄張りの押しつけ合いというんですかね、それにならないようにお願いしたいというふうに思います。

もう一つ、もし100億円あるその環境省の予算が、各県から要求があって、まだ残っているとすれば、いち早く手を挙げて、この際、積年のごみを一掃していただきたいというふうに思います。海岸は目に見えるごみだけではな

くて、表面にあるものを一回掃除すれば、この浜は片づいたと思われるかもしれませんがけれども、いっぱい積み重なって、ごみ、砂、ごみ、砂というふうに地層のように積み重なっている浜が結構あるものですから、そういった埋もれているものをこの際とりに行けないかなと。その辺を貪欲にいけないものかなというふうに思います。

以上、3点、3県1市の連携と県庁内での連携、そして余っているかもしれない予算の獲得についてお答えをお願いします。

〔竹内 望環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（竹内 望） 漂流漂着物処理ということで3点御質問をいただきました。

まずは、今回の国の予算なんですけども、海岸漂着物処理推進法というのが平成21年7月に施行されて、海岸漂着物対策推進計画という計画を策定している都道府県への支援という形でございます。東海3県1市を見ますと、事業の対象となる海岸を有していない岐阜県、名古屋市を除きます三重県、愛知県が2カ年の事業を実施する上で必要とする額について要望を行い、その額については満額の内示をいただいたという状況でございます。

3県1市の取組なんですけども、議員のほうからもお話がございましたので、伊勢湾の海岸漂着物、この問題は流域圏全体として取り組む必要があるということで、本県知事から提案をいたしまして、3県1市で構成をいたします海岸漂着物対策検討会、これを平成24年4月に設置したところでございます。

海岸漂着物対策、幾つかあるわけなんですけども、その中で発生抑制対策につきまちは広域的な取組というのが重要であるということで、これまで3県1市の枠組みの中で、海岸漂着物問題の啓発、あるいはNPO等と連携した研修会の開催、それから、流域圏で広く活用できる啓発パネルの作成など、こういった取組を進めてきたところでございます。

今回の補助金は、3県1市で取り組む事業のような広域的取組に対しましても活用することができるということでございますので、3県1市の検討会

におきまして、発生抑制のための具体的な啓発事業について検討を開始したところでございます。さらなる財源の確保の必要性につきましては、検討会での議論、あるいは啓発等の事業の実施状況を踏まえて検討していきたいというふうに考えております。

一方、県内の漂着物の回収処理に要する経費なんですけども、これは海岸延長と、それから過去の海岸漂着物量の調査結果を踏まえまして、通常発生する海岸漂着物、これを年2回回収処理するための経費、それに加えて、大雨等が発生した場合の増加分、これを加えた2年間の所要額を算定して国へ要望を行い、満額の内示、本県の場合約2億円なんですけども、受けたところでございます。まず、事業がスタートする段階でございますので、まずは着実に事業を推進していきたいと考えております。海岸漂着物の発生状況、あるいは事業の実施状況を見きわめた上で、追加の財源の必要性については検討していきたいというふうに考えております。

次に、県庁内の関係各部との連携でございますけども、今回の国への要望に当たりましては、海岸管理者であります県土整備部、あるいは農林水産部の担当課と事前に意見交換、あるいは調整を行いまして取り組んできているところでございます。今後、具体の回収処理業務に当たることになるわけなんですけども、現在詳細な進め方等につきまして、関係各課と協議を行っているところでございまして、引き続き、連携、調整しながら事業の実施を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

○18番（中村欣一郎） 3点目にお聞きした、余っているかもしれない予算のことについて、お答えいただけますか。

○環境生活部長（竹内 望） 全体100億円の中で、環境省のほうにも問い合わせをさせていただいたんですけども、全ての県の処理が終わっていないということもあって、具体的に幾ら余っているかということについては現段階では詳細な数字までは把握できておりません。ただ、春の要望活動にお邪魔し

た折にも、まだ若干余裕はあるよというふうなことで、3県1市の取組の中でそういう必要があればまた相談してくださいというふうにも御指導いただいていますので、我々3県1市の枠組みの中でどんな啓発をやっていくのか、しっかり詰めていきたいなというふうに思っております。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

○18番（中村欣一郎） ありがとうございます。

あと、質疑でちょっと無理かなと言われていた漂流するごみについてのことをお尋ねしたいんですけども、改めて漂流する様子を皆さんに見ていただくというふうに思います。（パネルを示す）これは答志島のほうから伊勢湾のほうへ向かった写真です。ここが二見の神前、これが飛島、この奥が伊勢湾、こちらにイルカ島が見えていまして、ごみが北のほうから流れてくる様子がわかっていただけたと思います。

（パネルを示す）もう少し近づいてくるとこんな感じですね。丸太が横たわっているのが見えますので、どれだけの量かというのがわかってもらえると思います。これを桃取の漁業者の皆さんは自分たちで船を走らせて、今回の水害はどのぐらいの規模になりそうか、何時ごろ島に届くのかということを探察に行き、島のほうで準備をします。（パネルを示す）その様子がこちらの写真です。よそでお借りしてきたオイルフェンスを港の近くに用意してありまして、これを小型船に積み込んで、こうやって港から引っ張っていくわけですね。（パネルを示す）後ろに定期船が入ってきているのが見えていますけれども、この港が覆い尽くされると、そういったものも行き来できなくなる、そんな状態です。

（パネルを示す）ここは漁港ではありませんけども、桃取小学校があって、その前に海水浴場があります。ここにフェンスをちょうど張りめぐらしたところでございます。（パネルを示す）でも、この先の学校、海水浴場の前にごみが押し寄せてきているというところです。フェンスではとても防ぎ切れません。（パネルを示す）これは災害のときの様子ですけども、港が埋め尽くされるとこんなふうになってしまうということです。

私どもも、どの時点で回収するのが効率がいいといたしますか、ベストなのか、それはごみの量であるとか、天候にも左右されますので、断言することはできないわけなんですけれども、トータルで考えて、海岸に漂着したものしかだめというような一律的な区別ではなくて、状況によっては、漂流して漂っているものをそこで回収するのもこのお金が使えてもいいのではないかと、交渉の余地があるやに思うわけなんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○**環境生活部長（竹内 望）** 今回の海岸漂着物の処理推進法なんですけれども、これは海岸に漂着、または散乱しているごみの処理を推進することを目的としておりまして、今回の国の補助金は、この法律に基づく補助事業ということになっておりまして、残念ながら、漂流物は補助の対象となっていない状況でございます。

環境省から示された文章の中なんですけれども、船だまりの中や湾奥の護岸付近の水面に滞留しているごみの回収処理、あるいは泊地、航路等に漂流しているごみの回収処理、これは今回の補助対象外というふうに示されておりまして、基本的には漂着したものが補助対象ということになっておりまして、漂流物については今回の補助制度とは別の枠組みの中で取り組まざるを得ないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

○**18番（中村欣一郎）** 恐らく環境省の人もああやって漂っているところはごらんになったことがないといえますか、実際災害があった後の青空のもとで、ごみだけが港に到着したところしかごらんになっていないかと思っておりますので、ぜひこのパネルやらそういったもの、できれば天気の良いときにごみが漂っている様子も見ていただければ、その辺も解釈の余地があるのではないかと思いますので、その辺の働きかけは引き続きよろしくお願ひしたいというふうに思います。

あと、啓発についての提案なんですけれども、先ほど、啓発、発生抑制の

面で当然力を入れていただけるという御答弁でしたけれども、私が思うに、感覚的な話になるんですけれども、つい啓発というと、ごみを捨てるなどか、川をきれいにしましょう、それは悪いことだとか、捨てる人間は罰しますみたいな、そんな性悪説的な啓発がちよっと思い浮かぶわけなんですけれども、この環境問題については、悪気があって捨てるような人は以前に比べたら随分減ってきたように思います。それどころか、自分ほかの人よりも環境には配慮しているという思い込みといいますか、思っている人は増えてきたのではないかなというふうに思います。

ただ、そういう人たちも自分の気のつかないところから漏れ出た、これがごみになるとは思っていないといった、そんなものがいっぱい三重県の川からあふれてきて一つにまとまると、こんな大変な災害になっているということだけをただ知らないだけだというふうに私は思うものですから、川上の人に対して、川下で起こっていることを責めるのではなくて、こんな状態なんだと、一回見に来てくれという、私は、そういう啓発が性悪説的な啓発よりもこれからはずっと効果があるというふうに思うものですから、その辺よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

答志島の奈佐の浜には、去年の大清掃の後からも、都市部のほうからたくさんの方の学生のボランティアグループだとか、老人会の研修、企業研修、あと経営者の方々の研修とか、たくさんの方が割とすき間なく来られているそうです。うれしいことに、関係者も対応に追われているというような状態だというふうにお聞きしましたけれども、やっぱり聞いてはいたけども、これほどすごいとは思わなかったという感想をたくさんの方が漏らしておられますので、現場にとにかく足を運んでもらえる工夫を重ねていただきたいなというふうに思います。

ちょっとそれと関連して、この間、奈佐の浜で皆さんにいろんなことをやっていただいた、そのお返しと言うとなんですけども、長良川のほうに森林の様子はどうなんだということを川や海の人たちが一緒になって見に行こうという長良川エクスカージョンという集いがありまして、3県で大体50人ず

つぐらい、三重県からも50人、県庁のほうからも担当課を中心に10人ぐらいの方が出席されておりましたけども、それに行って間伐のお手伝いとか、邪魔したぐらいかもしれませんが、仕組みの話を聞いたりしてきました。

その中で、ちょっとバスの中で言われたことなんですけども、女子大学生が参加してまして、3000円は高いなど、参加費。とにかく学生にはちょっと重たいなということを言われまして、弁当代の1000円分ぐらいも入っているわけなんですけども、この山と川や海をつなぐ関係づくりのことというのは非常に目に見えない部分の成果がたくさんあるかと思っておりますので、そういったものにも啓発の意味でお金が使えないかなということを提案もさせていただきます。返答は結構です。

ごみには色はついていないわけですので、三重県から流れ出るごみも岐阜県から流れ出るごみも同じなんですけれども、広域でお金を使えるというふうに先ほど部長が言われていましたので、岐阜県のほうがこの予算を使えないのであれば、三重県でとった予算を持って岐阜県に行って、また長野県に行って啓発活動をするというのも私は一法ではないかなというふうに思うんですけれども、その辺は問題ないわけですよ、三重県の予算で向こうでやるというのは。その辺もよろしく願いいたします。

この間の質疑で、中村進一議員が、海の博物館の漂着物アート、海は広いな大賞の件に触れていただいたので、簡単にパンフレットを持ってきましたので紹介させていただきます。（パネルを示す）これがごみ、というふうに驚かされる作品が全国から集まってきて、また別の形の全国まで発信できるおもしろいイベントだというふうに思います。競争率は結構高いんですけども、賞金の大賞の5万円は魅力ではないかなというふうに思います。よく見たら、審査員のところには三重県知事賞もあってもいいのかなというふうに思いましたので、来年以降あれば、三重県知事賞も創設するように実行委員会のほうに申し送りたいと思います。

どんな様子で市民の目に触れるかといいますと、これはこの大会の作品展ではないんですけども、近鉄の駅をおりてから港のほうへ向かう通路の両側

にこうやって漂着物でつくったアートが並んで、非常に観光客にとっても魅力的で、温かく駅前でもてなしているという感じです。よかったら、作品の応募も結構ですし、お待ちしておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、2問目の若年層の献血についてをお尋ねいたします。

私は常々、献血はボランティア活動の神様だというふうに思っております。あれだけの行動で充実感の得られるボランティア活動はそうはないと思っております。その献血に関して、三重県の若年層、つまり10代、20代の献血率が47都道府県中最下位ということで、殊に10代の率に至っては断トツの最下位とのニュースに声が出ませんでした。

(パネルを示す)表をごらんください。余り競い合ったり、非難する材料にされるのは本意ではありませんので、矢印以外は書いておりません。私が5分で手書きで書き写しただけなので、味はありますけども、見にくいのは御容赦願いたいと思います。上が10代のもので下が20代のもんです。この黒い矢印のところが三重県のところだというふうに思ってください。右端にそれぞれの全国平均が載っております。20代も最下位クラスなんですけども、4%をちょっと超えたあたり、10代のほうは2%にも届いておりませんので、46位の県にダブルスコアでかなわないといえますか、そんな状態です。

血液はまだまだ人工的につくることはできませんし、また長い期間保存することも、在庫を持つこともできません。そのため、輸血に必要な血液をいつでも十分に確保していくには絶えず誰かの血液が必要になります。献血にかかる時間は、全血献血400ミリリットルの場合で、大体受けつけてから、採血後休憩するまでに40分ぐらいで済むというふうに言われております。成分献血の場合は1時間ほどでしょうか。そのわずかな時間によって大切な人の命を救うことができます。たったこれだけのことで誰かの役に立っている、誰かが喜んで、この快感といいますか、爽快感というか、世の中のためにいいことをした感というんですかね、これが得られるというのが、私もこれまで続けてきた理由でもあります。

ボランティア的な活動にこんな数字を出して見比べるというのもどうかと

は思うんですけれども、なぜこれだけ我が県が断トツにびりなのかという見解をお聞きしたいというふうに思います。統計のとり方でも誤りがあるのではないかなとも思うものですから、部長のほうからお聞きしたいんですけども、部長とは去年県庁前の献血バスの中でベッドで隣り合わせてから、部長の評価は私は数ポイント上がったんですけども、健康福祉部長だからやっていたというわけではないと思うんですけれども、ぜひこの危機的な窮状に対して、献血を愛する同士としてお聞きをしたいと思います。

〔北岡寛之健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（北岡寛之） それでは、御質問いただきました若年層の献血率が全国最下位の理由についてということでお答えしたいと思います。

献血は当初は200ミリリットル献血で行われてきましたが、輸血を受ける患者に対する発熱や発疹などの副作用、この発生の可能性が少ない安全な血液の確保を目的としまして、400ミリリットル献血の制度が昭和61年から導入されまして、その推進が図られてきました。

特に本県では、県内の医療関係者などで構成する三重県輸血療法委員会からの要請もございまして、400ミリリットル献血を積極的に進めた結果、平成24年度には、400ミリリットル献血の割合が99.7%と全国で3番目に高くなっています。しかし、400ミリリットル献血は、200ミリリットルと比べ年間の献血回数がより制限されるため、人口に対する延べ献血回数の割合であらわされる献血率は低下することとなり、このことがまず本県の献血率が全国最下位の一因となっているのではないかと考えております。

また、本県の年代別の献血率を見ますと、40歳代の献血率は全国平均に近いものとなっております。これは、この年代の方々が高校生の時代には献血バスが県内各地の高校を訪れることにより、高校生の献血の機会が確保されて、こうした高校時代の献血経験が現在の献血率に結びついているものと考えます。

一方、平成15年度からは献血バスによる高校での献血がほとんど実施されなくなっておりまして、このことが10歳代の献血率低下や、高校時代に献血

を経験しなかった20歳代の献血に対する意識に影響しているのではないかと
思われます。なお、県内でも、これまで学生による献血ボランティア団体の
活動はございましたが、こうした若年層の活動を支援する仕組みがなく、若
年層の献血意識を高める取組が十分ではなかったということも献血率の低下
を招いているのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

○18番（中村欣一郎） ありがとうございます。

原因は山口教育長にあるというような答弁に聞こえましたけれども、何ミ
リリットル云々というのはほかの県でも同じ条件なので理由には当たらない
というふうに思います。献血バスを今の20代あたりは経験することなく成長
されたということですよ。過去の先輩議員の献血率アップに取り組んでこ
られた議事録を拝見いたしますと、山本教和議員が2度ほど質問されており
まして、いろんな回数を聞いていくと、昭和61年には61校中38校、それが平
成2年には62校中16校に、平成7年には62校中7校に減少したと。半分、半
分、半分と来て、ここ数年はゼロではないかなというふうに思うんですけれ
ども、私立のほうは公立よりは随分熱心に取り組んでおられるんですけども、
公立のほうは、ソフトランディングというよりもハードランディングぐらい
心拍数がなくなっていくぐらいのグラフのように見えるものですから、その
辺のことにについて教育長にお尋ねをいたします。

○教育長（山口千代己） さきに健康福祉部長から、本県の献血につきまして
は、安全な血液の安定確保や医療現場などの要請などに応じて、従来の200
ミリリットル献血から400ミリリットル献血に移行してきたとの答弁があり
ました。議員も既に御承知のことと存じますが、400ミリリットルの採血基
準の対象者につきましては、平成19年から18歳以上となったことから、県立
学校に献血バスが入る機会が減少し、平成18年度の3校を最後に、学校現場
での献血が行われなくなりました。また、平成23年4月には、17歳以上の男子
と18歳以上の女子、かつ体重が50キログラム以上の規則改正がなされた

ころでございます。

献血そのものは、生命の大切さを考えるきっかけとなり社会性を養うものであることから、高校生の時期に献血の意義や制度について学ぶことは大変重要なことであると考えております。県教育委員会では、毎年高校2年生を対象に、厚生労働省作成の「けんけつHOP STEP JUMP」、生徒用と教員用がございますが、配付いたしまして、献血の現状や意義について周知をしております。また、将来を支える若年層への取組といたしまして、三重県赤十字血液センターから依頼がありました献血セミナーの実施についての依頼文書についても、県立学校に協力依頼をしたところでございます。

今後とも、健康福祉部及び三重県赤十字血液センターと連携を図りながら、これまで以上に県立学校長会議や、あるいは子どもたちの保健を担当しております養護教諭の研修会などに三重県赤十字血液センター担当者による説明会などの機会を設けるようにいたします。また、文化祭等の学校行事における献血セミナーの実施や献血コーナーの設置などにより、未来の協力者である本県の高校生が献血の意義や重要性について理解を深められるよう積極的に取り組んでまいりたいと思います。また、県教育委員会でも、主催する行事などについては、日本赤十字社と連携をとりながらしっかり取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

○18番（中村欣一郎） 教育長の答弁も献血のミリリットルとか、何歳とか、仕組みに関しては全国同じですよ。だから、理由には当たりませんが、後のほうで議論させていただきますけれども、このような危機的な状況の中、若者たちに献血を広めようとの目的で、三重学生献血推進連盟、みえっちというのが2月に設立をされ、3月にスタートフェアというか、キックオフイベントというのが、知事も同席のもと開催されました。

各大学の学生献血ボランティアサークル、例えば県立看護大学のさくらんぼと三重大のヴァンパイアというグループが主導的な役割を果たして、ほか

の大学にも、鈴鹿医療科学大学とか、皇學館大学とか、四日市大学などにも働きかけをして発足したと聞いております。この志の高い活動から、きっと幸福実感度の高い学生たちとなって社会へ巣立っていくことだというふうに思っております。

この献血率の数字が低いのは医療面でも残念な数字ではあるんですけども、知事が言われるアクティブ・シチズンの出生率みたいなものもリンクしてくるのではないかなというふうに思うものですから、つまり、若年層の献血率が上がれば、アクティブ・シチズン率や幸福実感度数というんですかね、それもアップするというふうに私は思うわけなので、大事な数字だというふうに思っております。

最下位脱出というのは非常に高いハードルかと思えますけれども、知事からキックオフのボールを蹴り入れたエースとして、キャプテンマークをつけたエースとしての決意をお聞かせ願いたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 私も県庁に献血車が来たときは、ほぼ毎回献血をしています。昔から献血はよくやっているほうでありますので、献血の同士たる中村議員からこういう質問をいただきまして、10代、20代の献血率が低いというのは大変残念な思いです。

そんな中で、私が就任して平成23年度、すごいやんかトーク大学編というのを三重県立看護大学でやりました。そのときにある学生が、三重県には献血を推進する人たちが一堂に会す組織がないという指摘を受けました。全国で唯一ないという指摘を受けましたので、それは大変だということで、昨年6月にその推進組織をつくりました。あわせて、今議員が御紹介いただいたように、今年の2月に学生連盟が発足したということでもあります。

したがいまして、私も最初に学生の思いを受けたこともありますし、今、いろいろ教育長や健康福祉部長が全国的な仕組みの話もしましたけれども、じゃ、三重県の10代、20代の人たちがなぜ献血に向かっていかないのかというようなことについて、例えば日本赤十字社と一緒にアンケート調査をやってみるとか、そういうまず実態把握からというスタートで、どれぐらい時間

がかかるかわかりませんが、最下位脱出へ向けて強い思いを持って頑張っていきたいと思います。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

○18番（中村欣一郎） この「みえ旅パスポート」（現物を示す）は献血手帳とよく似たデザインかなというふうに思っています、これをやらないと次のステージに進めないわけですよ。だから、献血手帳は社会貢献とかボランティアの入り口であるんじゃないかなというふうに私は思うものですから、そういう意味でも、高校の時点で子どもたちに社会貢献への窓口を大きく開いてあげるという意味でも、公立高校のほうで、公立に限りませんが、広げてあげるのがこの地域の子どもたちの将来にもつながるのではないかな、幸福実感にもつながるのではないかなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。ちなみにA型とO型の血液が不足ぎみだということですので、議場の皆さん、テレビをごらんの方の皆さん、よろしく願いいたします。

3番目、バリアフリー観光の推進についてお尋ねをいたします。

6月21日のバリアフリー観光全国フォーラム伊勢大会において、知事から日本一のバリアフリー観光県推進宣言をされるということですが、御遷宮のタイミングであり、また最もハードなバリアであると思われる伊勢神宮の玉砂利の目と鼻の先でこの大会が開催されること、大変ありがたい宣言かなというふうに思います。

伊勢志摩地方は、NPOである伊勢志摩バリアフリーツアーセンターが日本で初めてバリアフリー観光の仕組みをつくったために最も先駆的な地域として知られてきましたが、振り返ってみると、実はこのNPOは三重県の伊勢志摩再生プロジェクトという事業の中から生まれてきたもので、それが今や全国の指標となっていること、大変うれしく思うわけです。

北川知事の華やかかりしころだったんでしょうか、何やら変わった会議が今度発足すると聞いて、私も当時伊勢市に傍聴に出向いたのを覚えております。当時としては斬新なメンバー選定というんですかね、長と言われる方がいな

くて、ナンバーツー、ナンバースリーの方たちが顔をそろえていたような記憶がございます。その中で生まれてきた、自分としてはずっと注視してきたこのコンセプトが、バリアフリー観光という形で世の中に定着しつつあることは個人的にも感慨深いものがあります。

そこで、この宣言の後、三重県としてはどのような形でそれを具体的に実現されていくつもりであるのか、このNPOとの協働はどのような形で進められていくのかをお聞きしたいと思います。ともすると、バリアフリー、車椅子、ボランティアというような連想で受けとめられがちで、ほっておけば何とかなるだろうみたいに言われがちなんですけれども、伊勢志摩再生プロジェクトのころには私も外から見ていて、県の職員がいっぱい入っていて、予算的にははどれだけ入っていたのかわかりませんが、人的な支援が随分あったように思うわけなんですけれども、今回の支援についてはどのような形を検討されるのか、お聞きをします。

〔加藤敦央雇用経済部観光・国際局長登壇〕

○雇用経済部観光・国際局長（加藤敦央） バリアフリー観光の推進について御答弁申し上げます。

伊勢志摩バリアフリーツアーセンターは、御所見がございましたが、平成14年に県の支援ということもありまして発足しております。以来、今日に至るまで、中村理事長、野口事務局長などの献身的な努力によりまして活動を進展され、我が国のバリアフリー観光を先導してこられたことに敬意を表したいと思います。

これまで、県の支援としては、平成16年に補助犬フォーラム、平成18年に企業ユニバーサルセミナーをセンターと協働で開催するとともに、三重県観光連盟などでも平成18年にバリアフリーコンテンツの更新調査を協働で実施しております。直近の平成23、24年度には、パーソナルバリアフリー基準によって、亀山、松阪、志摩、伊賀、東紀州の五つの地区の合計34施設の調査を行うとともに、今年度においては、三重県をエリアとするバリアフリー観光相談窓口の運用などを委託しているところでございます。

6月21日に伊勢市で開催されます第3回バリアフリー観光全国フォーラムにおいては、三重県におけるバリアフリー観光の進展について情報発信するまたとない機会というふうに捉えております。当日、知事が表明する日本一のバリアフリー観光県推進宣言は、官民が一体となってバリアフリー観光を進めていこうとするキックオフの宣言にしたいと考えております。この宣言によりまして、全国の障がい者や高齢者の方などに、三重県には希望に沿った旅行をサポートする体制が整っていることを発信するとともに、県は市町、観光事業者、交通事業者、県民の皆さんとともに観光旅行者を温かくお迎えする体制を一層充実していきたいと考えております。

具体的な支援ということでございますが、伊勢志摩バリアフリーツアーセンターの現在のノウハウやネットワークを活用したコンシェルジュ機能の構築というようなことで委託事業を今年度実施していただいておりますので、そういった状況を踏まえつつ、なおかつ各地域におけるバリアフリー観光の動き等を勘案しながら、話し合いもしながら、そういった支援の方向については検討していきたいと考えております。

以上でございます。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

○18番（中村欣一郎） とりわけバリアフリーの観光にシステムについては、官公庁も非常に注目もしているようですし、私も平成23、24年度、県の事業の中で、伊勢やら志摩やら松阪の研修の様子を見てまいりましたがけれども、どの会場でも参加者が非常に新しい取組に対する熱心な働きかけというか、視線というか、そういうものを感じる機会があって、それは相当強いというふうに感じましたので、これが今年県全域に広がっていくことを期待したいと思えます。

それでは、最後、4番目の質問になります。実はそれ〇〇なんですについてです。

先日テレビを見ていましたら、知事が御在所ロープウエーのところで会見をされているニュースを見まして、何でここでと思ったら、違うところのロ

ロープウエーが日本で初めて人を乗せるロープウエーの第1号だったというニュースでしたかと思います。ちょっと時間が無いのではしよりますけれども、三重県観光キャンペーンがこの4月からスタートした中で、「実はそれ、ぜんぶ三重なんです！」のキャッチフレーズで進んでおりますけれども、私は、そのぜんぶ三重というのは、名品名産の物であるとか、神社仏閣とか施設の場所だけを取り上げて発信していくものだとばかり思っていたんですけども、そのロープウエーが日本で最初だとかというエピソードであるとか、歴史みたいな、いわば何それ珍百景みたいなものも発信していく、これはありだなというふうに、私はそれを見て思いまして、これがもともと企画にあったのかなと。また自分が聞き漏らしたのかなというふうに思ったわけなんですけども、もしそういう路線もありであればおもしろいかなというふうに思います。

ちなみに鳥羽のネタで三つぐらい考えてきたんですけど、ある学者の説ですけども、国崎は、国崎町、アワビの国崎ですけど、日本で最初に高台に集団移転した場所だというふうに言われておりますし、あと、駅前に鳥羽の日和山というところがあるんですけど、世界初の無線電話の実用化がされたのがこの場所で、ここから答志島、神島と連絡を取り合まして、大正時代のことですけども、伊良湖を通る船の連絡で四日市港や名古屋港に連絡をするために無線が実用化されたと、世界初です、言われております。

また、ゴジラが最初に、第1作目で本物があらわれてくるのが鳥羽のパールロード沿線の石鏡の集落なんです。そういった、知事がよく言われるニッチな種なんですけれども、そういったものを集めると、50人議員がいると、1人三つ集めると150になりますよね。そういったもので本にするとか、今、三重実これ大賞とか、そういうのをつくったりすると、またおもしろいものが発信できるのではないかなというふうに思います。

時間がありませんので答弁は結構でございます。お昼前に早目に終わるのは誰も文句は言わないと言われましたので、実は昼なんですということで質問は閉じたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

- 議長（山本 勝） 暫時休憩いたします。
午後0時3分休憩

午後1時0分開議

開 議

- 副議長（前田剛志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

- 副議長（前田剛志） 県政に対する質問を継続いたします。31番 館 直人議員。

〔31番 館 直人議員登壇・拍手〕

- 31番（館 直人） 失礼をいたします。三重郡選挙区より選出をいただいております新政みえの館直人でございます。

議長席の前田副議長のほうからお許しをいただきましたので、早速質問の発言通告にのっとり質問させていただこうと、このように思うところでございます。気合を入れてやりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

まず、大きく一つ目は、スポーツ推進施策の充実ということでございます。その一つが、全国大会等々の大規模大会に向けての準備ということでお伺ひをしたいと思います。

私は、これまで申し上げてまいりましたけれども、インターハイであるとか国体などなど全国大会、また大規模大会を単に開催するだけ、また、成功させるだけということではなくて、大会の開催に向けた諸準備であるとか、開催をきっかけに本県のスポーツが一層推進されるべきであると、このように考えているところであります。

具体的に申し上げます、本県出身の多くのトップアスリートの皆様方がおみえでございます。世界や、また、国内で活躍するその姿に夢を抱いたり、また、感動する。また、全国から集まってきた多くの選手の皆さんのすばらしい技術であるとか闘志あふれるプレーを身近で見ることで、希望と感動とともに、自ら挑戦してみようという、その勇気というのを芽生えさせるとか、家庭においてはスポーツの話題で話が弾み、地域ではスポーツを通じてコミュニティが形成される。そして、何よりも、次代を担う子どもたちに、スポーツをするということだけではなくて、スポーツを見る、そして、支えるといったいろいろなかわりを通して、すばらしい体験、また、経験の場になるものと確信をしているところであります。

このように、スポーツを通して、人と人、地域と地域のつながりを促進して、人に元気と勇気を与え、そして、県外との交流ということが盛んになって、地域が、また、地域の経済も活性化するなどなど、そんな姿というのは容易に想像できるだろうと、このように思います。

これらの大会を一過性のものとしないうちにも、準備段階でのプロセスが非常に重要であり、大切なものであると、このように考えているところであります。この思いは、鈴木知事におかれても賛同をいただけるんだろうと、このように思っているところであります。

さて、今年の8月17日から9日間、東海ブロックにおいて、「東海で君が叶える夏の夢」をスローガンに、全国中学校体育大会が開催をなされます。本県での開催種目と申しますと、津市と亀山市においてソフトボール、また、伊勢市においては柔道、伊賀市では新体操と、この3種目が行われるところであります。

しかしながら、この全国中学校体育大会が東海ブロックで、ましてやこの三重県においてもその3種目が開催されるということ、まことに残念でありますけれども、県民の皆さんにしっかりと知っていただけていない、いわゆる周知がされていない状況にあるなど、私はこのように思っております。せっかく全国から、また県内からもそうですけれども、頑張っ

を勝ち抜いて、見事晴れの全国大会に出場するんだということを知ってもらえていないことは非常に残念なことなんだと、私はそんな思いもするところでもあります。

この所管は教育委員会ということでございます。特に教育長におかれては、前スポーツ推進局長という職務にもあられたわけでありますので、どうかこれらの大会、特にこの中学校の大会、機運の醸成を図っていただいて、県挙げて歓迎し、もてなしていただくような、そんな工夫をしていただくように要望をしておきたいというふうに思います。

さて、インターハイ、全国高等学校総合体育大会でありますけれども、平成30年に本県を中心として東海ブロックで開催されます。今年は、大分、福岡、佐賀、長崎と、この4県で、北部九州ブロックということで、ちょうど参議院選挙の終わった明くる週、7月28日から24日間の予定で開催されるということでございます。

この大会も含めて、インターハイというのは大体7月末から開催するというようになっておまして、今日は平成25年の6月14日ですよ。それから考えると、ちょうど5年少々ということでございます。これが長いとか短いという話は別として、先日、県内の複数のスポーツ競技団体の方々と意見交換をさせていただくところがございました。国体については、開催地、会場市町というのはマスコミ等々で、新聞等々で、また、テレビでも聞くのでわかるけれども、インターハイはその3年前だよ、何をしておるの、今何をして、どうなっているの、情報もないし、全然わからない、といったお声を聞きました。これも、周知の問題がまことにあるのかなというふうな思いをしますけれども、私は、これまで幾度か、このインターハイの開催の3年後には国体、また、障害者スポーツ大会が控えているので、29、インターハイは種目がありますけれども、できるだけ、1種目でも多くこの三重県でやっていただくことが次の国体にも続いていくんだという言い方をして、17か18は欲しいよねという言い方をしてきました。

また、今年の夏には、全国高等学校体育連盟のほうへ開催の申請も出され

るんだというふうにこれまでの議論の中で私が覚えているところでもありますけれども、あのお話をさせていただいてからも随分時間が経過しているところでもあります。さぞ着々と関係機関との協議も重ねて、準備万端に作業を進めていただいているんだと、このように思います。

そこでお伺いをいたしたいのが、本県で開催されますインターハイの競技種目数、どの程度になるのかということと、これまでの経過、また、今後のスケジュールなどについて、その後に国体もあるわけですので、その競技開催地、会場地などとの関連も含めてその状況を御答弁いただきたいというふうに思います。

次に、国体や障害者スポーツ大会の準備ということについてでございます。

5月29日には国体準備委員会、常任委員会が開催されまして、その中で、会場地市町の第1次選定案が承認されて、津市では6種目、伊勢市、また、鈴鹿市でそれぞれ1種目の8種目ができるということになったところでもあります。今後、順次その会場等々を決めていくというふうにお伺いしておりますけれども、どうぞ競技団体、殊に市町の声、これは地域づくりの観点ということからも聴き取りをしていただきながら、適切な準備態勢をとってほしいな、このように要望しておきたいと思います。

さて、私は、昨年11月でありましたけれども、岐阜の清流国体があつて、その終了直後に岐阜県のほうへ国体に関する県外調査という機会をいただきました。調査項目は、国体の直後ということですので、人、物、金などに関しまして多くの調査項目があつたんですけども、その中で私が興味があつたというか、強く関心を引かれたのは、やはり県民意識と機運の醸成についての取組、これのことです。それはなぜかといいますと、本県において平成33年に国体があるということが、どれだけの県民の方々に御理解いただいているか、知っていただいているかということがちょっと頭の中をよぎったものでそう思うんですけども、そして、その調査を終えて戻りました。スポーツに余りかわりがない、かわりが少ない方に、国体、平成33年にあるのを知っていますかというふうにお伺いしましたけれども、知

っていると答えられた方は少数というか、少なかったというのが現実で、これが本当に現実だな、残念には思いましたけれども、現実だなと、そんな思いをしたところであります。

岐阜県においては、この県民意識であるとか機運の醸成という取組につきましては、ミナモという国体のマスコットキャラクター、これを活用して県民運動を展開してきたというふうにお伺いしました。本県の場合、スポーツ推進に関するスローガン、（チラシを示す）この下の部分に書かれているんですけども、「光る汗、光るハートに夢三重る」であります。これはスポーツ推進というスローガンであります。

国体に向けての、例えばマスコットキャラクターでありますとか愛称、スローガン、また、オフィシャルスポンサーであるとかオフィシャルサプライヤーなどを早く募集して、国体の広報、周知を図っていただきたいなと、そんな思いでスポーツ推進局のほうへ、もうやったらどうなんだと、このようにお話をさせていただいたら、国体の開催規定というのがあって、開催の5年前まではそんなことをしてはならないという規定があるようでございまして、ああ、そうなのかということを知ったわけです。ここで伺いたいんですけども、それならばほかの手法もいろいろあるわけでございまして、それがどこまでいいかというのは、またその規定の中にあるのかもわかりませんが、県民の皆さんの意識と機運の醸成を図る必要があると私は強く感じております。このことについてどのようにお考えか、以上2点について御答弁をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

〔世古 定地域連携部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携部スポーツ推進局長（世古 定） 国体開催に向けましての県民の方々への周知について御答弁いたします。

国民体育大会の成功に向けましては、県民の幅広い支持と積極的な参加が不可欠であり、そのためには、国体開催について県民の皆さんの御理解を得ていくことが大切であると考えております。国体の広報活動につきましては、大変重要な取組であると受けとめております。

このため、昨年度の国体準備委員会におきまして広報基本方針を定め、県、市町、関係機関や団体などあらゆる主体が、緊密な連携と協力のもとに各種媒体を活用して積極的な広報に務めることとしております。また、今年度は、去る5月29日に国体準備委員会、常任委員会を開催いたしましたけれども、新たに広報・県民運動専門委員会の設置が承認されまして、官民挙げての広報、県民運動の体制が整うこととなりました。今後は、8月をめどに当該専門委員会を立ち上げまして、年度内に広報基本計画を策定するなどの取組を進めてまいりたいと考えております。

そうした取組とあわせまして、県におきましては、本県スポーツ推進の旗印となります、先ほど議員から御紹介がありましたスローガンを策定するとともに、ホームページに国体内々定の記事や国体の概要、準備委員会での審議内容等の情報発信を行っております。また、県庁の1階の県民ホールにPRコーナーの設置、それから、県民の日などイベントの機会を捉えたブース展示などによるPRにも取り組んでおります。しかしながら、平成33年に国体の本県で開催されることや本県代表選手が毎年各地の競技会場で他県の選手と競い合う様子などは、必ずしも多くの県民の皆さんに知られていない面もございます。

こうしたことから、今後は、これまでの取組に加えまして、例えば女子レスリングの吉田沙保里選手など本県出身のトップアスリートからいただきましたビデオメッセージを各種イベントで放映するというも行っております。

また、子どもたちに国体開催を直接PRすることで、それが家庭での会話を通じて保護者にも伝わるようにするなど、周知の仕方にも工夫をしていきたいと考えております。

さらには、県体育協会、市町協議団体をはじめ、県レクリエーション協会等の関係団体や総合型地域スポーツクラブ等に幅広く御協力をいただきまして、広報誌やメールマガジン等それぞれの持つ広報ツールを利用いたしまして国体の広報に努めてまいりたいと考えております。

これらの取組を通じまして、県民の皆さんに国体開催について御理解を求め、県民意識の醸成を図っていきたくと考えております。

以上でございます。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 私のほうからは、大規模大会2件についての準備状況等について御答弁申し上げます。

まず1点目の全国中学校体育大会についてでございますが、平成25年度全国中学校体育大会は、本県を含む東海ブロック4県において開催されます。先ほど議員からも紹介がございまして、重複する点もありますが、県民の皆様へ知っていただく、あるいは御協力を賜るということであえて述べさせていただきます。

本県での開催期間は8月17日から24日まで、開催競技は柔道、新体操、ソフトボールの3競技となっております。会場は、柔道が伊勢市の県営サンアリーナ、新体操が伊賀市のゆめドームうえの、ソフトボールにつきましては、津市河芸グラウンド、豊里球場、亀山市西野公園、東野公園グラウンドでございます。

大会開催の準備につきましては、昨年度に三重県中学校体育連盟、開催市教育委員会、関係競技団体等から成る実行委員会を設立し、現在、競技役員配置や選手の輸送など大会運営に関する具体的な詰めの作業を行っているところでございます。

本大会の開催によりまして、参加する中学生や関係者はもちろん、県民の皆さんが、本県選手の活躍する姿を見て、夢や感動を味わえるよう周知に取り組んでまいります。

具体的には、本県独自の大会ポスターを作成の上、既に6月1日から近鉄電車内や主な駅構内に掲示したり、タクシーのドアにマグネット広告を100台するなど広報活動を進めています。

また、6月中に開催市役所などの関係機関に懸垂幕の掲出、7月からは県内のスーパーやコンビニエンスストアにポスター掲示やチラシ配布などを行

い、大会の周知を図ることとしております。

さらに、今後は、テレビやラジオ、新聞等のマスメディアを活用した情報発信にも努めていく予定でございます。

県教育委員会では、今後の全国中学校体育大会の開催を本県におけるスポーツ推進の絶好の機会と捉え、引き続き開催市教育委員会及び関係団体と連携を図りながら、本大会が成功するよう全力を挙げて取り組んでまいります。

2点目の平成30年の全国高等学校総合体育大会について御答弁申し上げます。

東海ブロックで開催されます平成30年の全国高等学校総合体育大会では、平成33年に本県で開催される第76回国民体育大会との関連を視野に入れ、本県が中心開催県としてふさわしい競技種目数を開催できるよう他県との調整を鋭意進めているところでございます。

本年5月には、東海ブロック4県における大会準備に関する連絡調整を図るため、各県主管課長及び高等学校体育連盟会長から成る平成30年度全国高等学校総合体育大会東海4県準備委員会を設置したところでございます。今後、中心開催県である本県の主催によりまして、開催協議種目の調整や大会基本方針案を検討する予定でございます。

このような中、平成33年の第76回国民体育大会の開催に向けて、一部種目の開催地決定がなされたところでございます。インターハイの開催地決定に当たりましては、スポーツ推進局及び三重県高等学校体育連盟と連携するとともに、市町や競技団体などの意向を確認しながら、できる限り早期に開催競技種目並びに開催地が決定できるよう調整、協議を進めます。

なお、国体とインターハイにおけるそれぞれの開催規模の違いも十分留意した上で、開催種目並びに開催地を決定する必要があると考えております。

県教育委員会といたしましては、今年度中に東海ブロック各県で開催する種目及び開催地を決定し、平成26年8月までに全国高等学校体育連盟に報告することとしております。その後、平成27年には県準備委員会の立ち上げ、そして、平成28年には県実行委員会の設置を、さらに、前年度に当たる平成

29年には、総合開会式や各競技の審判員の配置、競技運営等の具体的な準備を進めてまいります。

平成30年インターハイ、平成33年国体の両大会により、県民の皆さんが夢と感動を感じ、元気になれるよう、スポーツ推進局と一体となって取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

〔31番 館 直人議員登壇〕

○31番（館 直人） 特に中学校体育連盟のほうですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。インターハイのほうも今年度中というふうなことでいいのかなという思いはするわけでありましてけれども、できるだけ早期に多くの競技というのが私の思いですし、そのことが国体につながっていくと、このように思いますので、開催地の決定等々、国体の関係もありますけれども、そこら辺、うまく効果が上がるような形の中でお願いをしたいと思います。

この種の大会、もてなし、お世話すること、参加いただくこと、また、お世話する人、本当にその人たちが満足する気持ちになっていただくような取組というのが一番なんだというふうに思いますし、その結果が、また三重県へ行きたいな、そんな気持ちにもなってくることが地域にも広がっていく、それがスポーツ推進なんだと、このように思います。関係機関一体となって多くの方々がかかわりを持っていただいて、しっかりとした周知をしていただいて、県民の皆さんに御理解いただきながら、また、感動も与えられるような、そんな形の取組を今後一層進めていただくことを要望しておきたいと思ひます。

次に、二つ目が競技力の向上についてでございます。

5月29日でしたか、競技力向上対策本部の設立会議が開催されて、この対策本部において、改めて平成33年の国体は男女総合優勝を目指そう、そして、国体の後も安定した競技力を維持するよということが掲げられたということもお伺ひしました。また、ほかの県ではない、例えば、この本部長というのは大体副知事か教育長が就任をするというのが通例のようでありますけ

れども、我が三重県では知事が自ら本部長に御就任をいただいた。鈴木知事には、まさに本部長として存分にリーダーシップというものを發揮していただいて、的確にそういった情報発信もしていただいて、積極的な取組をいただくことを大きく期待したいというふうに思います。

さて、この対策本部の会議の中で、三重県の競技力向上対策基本方針というのも策定をされたと、このように聞いています。その中には、本県の競技スポーツに関する課題とその対策が記述されているところでありますけれども、ここではジュニア選手対策ということを特に議論させていただきたいと、このように思います。

平成33年の国体のときに高校3年生になっているという、現在の小学校4年生児童。平成30年のインターハイのときの高校3年生は現在の中学校1年生ということでございます。三重県の競技力向上対策基本方針の取組の一つに小・中学の体力向上の取組ということで次のように明記されております。本県の小・中学校の体力の実態を把握するとともに、子どもたちの運動する機会の拡充を図ることにより、小・中学校の体力向上の取組を進めますと、このようにあるわけでございます。私も子どもたちの体力向上に向けてのこの取組、重要な取組の一つであると思うわけであります。そして、国体、インターハイ、それを目指そうじゃないか、そんな心を醸成していくのも、本当に重要なことだというふうに思いますし、あわせて、ジュニア選手の競技力、その向上をさせるためにも、まず子どもたちの体力の向上を図る。そして、運動に親しむ習慣を身につけていただいて、スポーツで競い合うことのすばらしさといったことも体験することになっていくんだろう、そうやって結びつけていただきたいなと思うところであります。

そこで、今年度初となる三重県スポーツ推進審議会が5月22日に開催をされております。その中で、本県の子どもの体力の状況ということが報告をなされました、その中で、体力の向上に係る取組ということも議論をいただいたようであります。

その中で、委員の皆さんの中からの意見としては、子どもたちの体力づく

りはもはや学校だけではできない、インターハイや国体を控えていることから、三重モデルというのをつくったらどうなんだろう、そんな必要があるだろうという御意見、もう一つは、中学校、高等学校での新体力テスト、これの継続実施率は高いけれども、小学校の実施率が低いのはなぜなんだということでございます。

この指摘を受けて、私もその資料を見せていただきましたけれども、指摘された委員と同じ思いをいたしました。三重県の新体力テスト継続実施率という表がありまして、平成24年度を申し上げますと、全国と比較するんですけども、高等学校はありませんから、三重県の場合は、平成24年度高等学校は81.8%、中学校は2年生でありますけれども、全国が96%、三重県は95.8%、同じぐらいであります。小学校です。小学校は5年生を対象にしておりますけれども、全国は93%あるんですけども、我が三重県は28.9%というんです。継続して実施していないというふうにとれるんだろうと思えますし、余りにも低いよね、このように思います。これまで、学力の向上ということに関して議論がいろいろありましたけれども、体力の向上についてどうかというと、私も何年前にこの場で体力向上についてやらせていただいたな、余り話題にも上がってこなかったなというふうな感じはするんですけども、文部科学省は公表はされておりませんが、某新聞によりますと、平成24年度の全国の体力・運動能力テスト、これがありまして、小学校の体力の全国1位は福井県です。男女ともに1位なんですね。学力もいいけれども体力もいいんです。そして、中学校の場合も福井県が入っているんです。女子が2位で男子が3位と、こんな状況であります。また、この福井県は、全ての小学校が、新体力テスト、継続的に実施するように積極的に取り組んでいる。それは各学校が体力づくり推進計画書というのと、その後の報告書というのをつくるように取り組んでいる。そして、その中でやっているのは、弱点というのを克服していこう、いいところはもっと伸ばそうやないかということにもつなげていっているということでもあります。また、この福井県、三重県がインターハイを行う平成30年には国体があるという福井県で

ございまして、子どもたちの体力の状況、地元の国体での活躍ということとをリンクさせながらこのことに取り組んでいるということでございます。

そこでお伺いをいたしたいと思っておりますけれども、継続実施率は我が県はかなり低い状況にございます。また、体力・運動能力テストにおいても、ほとんどの種目が全国平均を下回っているという、こういうことが現実でございますので、これを受けて、いま一度教育委員会として向上に向けた取組、どのようにやっていくのかをお答えいただきたいというふうに思います。ポイントでいいところを言ってください。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己）　子どもの体力向上に向けた取組についてお答え申し上げます。

文部科学省が実施いたしました平成24年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を見ますと、本県の中学校2年生の体力は、体育の授業改善や新体力テストの有効活用を進めてきたことなどから、ほぼ全国水準にまで上昇してまいりました。中でも女子は、平成20年度に本調査が始まって以来、初めて全国平均をわずかながら上回る結果となりました。しかしながら、小学校5年生の体力は男女ともに全国平均を相当下回り、依然として大きな課題が見られます。

また、平成24年度に本県の公立学校を対象に実施いたしました学校体育実態調査によりますと、新体力テストを継続して実施している学校の割合は、議員からも紹介がございましたが、小学校28.9%、中学校95.8%、高等学校81.8%であり、小学校の継続実施率が低い実態が見られました。

国の調査結果の分析によりますと、新体力テストを継続的に行っている学校は体力が高いという結果が出ていることから、特に小学校における新体力テストの継続的な実施を促進する必要があると思っております。

このようなことから、県教育委員会では、今年度から、体力向上推進アドバイザー3名を新たに配置し、県内の全小学校を訪問して、新体力テストの継続実施による有効活用や生活習慣の改善に向けた指導助言を進め、子ども

たちの体力向上を図ってまいります。

また、全ての小学校の体育担当者を対象とした研究協議会を開催し、体育の授業の工夫改善や子どもたちの運動機会の拡充を進めていきます。

さらに、朝食の摂取状況や睡眠が体力に与える影響についても、国の調査から明らかになっていることから、子どもたちの運動習慣とともに生活習慣にも目を向けて、総合的に子どもたちの体力向上を図ってまいります。

現在の小学生が平成30年のインターハイや平成33年の国体の重要な担い手になることから、市町教育委員会と連携し、小学生の体力向上にしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

〔31番 館 直人議員登壇〕

○31番（館 直人） いろいろな取組が本当に必要なんだというふうに思いますし、子どもたちがその可能性といたしましうか、発掘、育成されていって、今後、その子どもたちが本県を代表するような選手になって、そして国内外で活躍をして、また県民の皆さんに夢とか希望とか感動を与える。そして、その選手たちが、今度は、自分が選手として頑張ってきたその次は、指導者となって自分の次の世代を育てる。それも、発掘して育成してということが続いていくわけです。そんなことから言いますと、人こそ財産。人が人を呼んでいくんだな、こんな思いがするわけでございまして、絶対、今のこの時期といたしましうか、この好機といたしましうか、ここのところを大事にして取り組んでいただかないと、せっかく国体があったりインターハイ、いろいろなことがあったけど、後に続いていかないような、そんな気がいたしますので、このことについてはそんな思いで一生懸命やっていただきたい。やるのは今でしょうというふうなことを思います。

三つ目が、知事にはお待たせをいたしましたけれども、スポーツ推進計画の策定についてでございます。

本県のスポーツ推進施策というのは、（現物を示す）この振興計画、これにのっかって事業といたしましうか、施策が展開されるというふうに私は認

識をしておりますし、間違いがないんだというふうに思っています。この計画は今第7次まで来ていますけれども、昭和61年にできておるところでございまして、それからずっと改定がなされています。改定をするときには、大体、イベントの開催とか、また、施設の整備をするときに改定がされています。一番初めのときには、県営スポーツ施設整備方針というのが決定されたところでありまして、そんなことをずっと繰り返してきて、今、平成23年に第7次まで来ているという状況でございます。

しかし、この平成23年という年は、スポーツを取り巻く環境が私は一番変わった時期なんだというふうに思います。それは、国のほうでスポーツ基本法が制定された。制定されたということは、新たなスポーツの持つ価値が三つばかり示された。これは、今までの、スポーツをやっている施設整備をしておけばいいんですよじゃなくて、人と人との交流とか、また、地域と地域との交流を促進しようということ。また、地域の一体感や活力を醸成しようということ。それで、スポーツは、我が国社会に活力を生み出して、国民経済の発展に広く寄与するものだという価値観を示したのであります。

また、本県のことについては、大きな大会、先ほどから申し上げておりますが、それがある。それを進めるためには、県民カビジョン、その中でスポーツが政策として私は位置づけられているんだと、このように思っております。

このように国の状況も変わり、また、本県を取り巻く状況も大きく変わってきている。その中であっても、この第7次の振興計画、10年後の目指す姿というのは四つに書かれております。その一つは、学校で子どもたちが元気に輝いていること、二つ目が、地域で様々な人々が、家族やグループで生き生きとスポーツをしていること、三つ目が、多くのトップアスリートが育ち、世界や国内で活躍をしていること、四つ目が、県営スポーツ施設が積極的に活用されて、利用者が満足をしているということが書かれております。

私は、これまでずっと、また、昨年はちょうど総務地域連携常任委員会に配属されておりましたので、スポーツ推進ということについて議論を重ね

できたつもりでおります。そこで感じたこと、また、得たことというのは、スポーツの推進というのは、これまでのような、先ほども申し上げたけれども、スポーツの振興ということではなくて、新たな地域スポーツの推進への取組とでもいうのか、それも単にスポーツをする環境を整えることがスポーツの推進ではない、このように思っております。スポーツというのを一つのツールとして活用して、地域の特性などを生かしながら、地域の活性化を図るとか地域経済に影響を与えるなどなど、新たなステージでの取組が重要であるということを強く今感じているところであります。

そのような観点から、現計画書を考察させていただくと、これはやはりスポーツをする人を捉まえて書かれているのかな、こんな思いがするところがあります。しかしながら、先ほども言いましたように、今求められているのは、スポーツを活用するとか、スポーツを通じてといった視点が不可欠なんだという時代に来ているんだろうと、このように思います。今後開催されるインターハイ、国体など大規模大会も連携していただいて、地域を活性化させるなど多くのことがまた考えられるわけでありまして、高齢化が進む中で健康で豊かな生活を送る、そのためにスポーツを活用する、そして、生活習慣病を予防するためにスポーツを継続的に行う、こんなことも重要であります。

こうした取組を行おうとするとき、いつも言われますけれども、県庁の組織は縦割りだよねというんじゃなくて、横断的、一体となって取り組んでいく、強いその方針が求められている、私はこのように思っているところであります。そのことに対しても、鈴木知事におかれては、今まで教育委員会であったスポーツの部門を直轄知事部局へ持ってきていただいて、スポーツ推進局までつくっていただいた。これが大きなあらわれなんだというふうに思います。そこで一番必要となってくるのは何かと考えたときには、それは、三重県のスポーツ推進を図るための裏づけといいましようか、つまり、政策推進のための太い背骨が要るんだ。それは条例だろう、このように思います。

そこで、この条例についても、全国でいろいろ調べさせていただきました

ら、国体を契機にしてつくった条例、国体を目指してその推進条例をつくろうといういろいろなタイプが、七つ、八つ、できているところであります。

そこで鈴木知事にお伺いしたいと思うんですけども、三重県のスポーツの推進に係る条例というものを制定いただいて、次期振興計画、これは条例に基づく計画とすることで、本県のスポーツの推進を一層図ることが必要なんだ、できるんだ、このように考えるところであります。知事におかれましては、このことについても英断をいただきたいなというふうに求めるところでありますけれども、どのようにお考えかお伺いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） スポーツ推進に関する条例の制定や、あるいはそれに基づく計画の策定ということについての見解でございますが、議員から御紹介がありましたように、今の計画は、昭和61年からスタートして第7次の三重県スポーツ振興計画があるわけですが、これは平成26年度末に計画期間が終了します。したがって、次のよりどころとなる計画の策定について、まさに検討をスタートすべき時期が来ている状態であるというように認識しております。

一方、平成23年8月、今議員からも御紹介があったように、スポーツ振興法が全面改正され、新たにスポーツ基本法が施行されました。その中で、地方公共団体が必ず定めることと規定されていたスポーツ推進計画については、定めるよう努めることとされ、地方公共団体の裁量が従前より大きくなっております。スポーツ基本法におけるスポーツの価値などについては、まさに議員から御紹介があったとおりであります。

このような中、本県は、平成30年のインターハイ、平成33年の国体並びに全国障害者スポーツ大会などの大規模大会の開催を控えております。これらの大会を一過性のイベントとせず、様々な主体と連携しながらスポーツを推進し、それらを通じて三重県という地域の活性化を図っていく必要があります。他方、現在、超過課税を財源とする体育スポーツ基金がありますが、こ

れまで議会でも御議論いただいているスポーツを官民で支えるファンド等も含めた財源の確保についても検討を進める必要があります。

このような状況において、スポーツの持つ多面的な効果が持続して発揮されるためには、県民力を結集することが大切であり、そのための共有すべき基本理念であるとか、関係者の役割であるとか、具体的な仕組みであるとか、そういうものを規定する条例の制定も一つの重要な選択肢ではないかと私も感じているところであり、既に、内部的にはありますが、担当部局に調査を指示したところであります。

以上のような状況を踏まえまして、今後は、本県の実情に即したスポーツを推進するための条例や計画、財源確保手法などのあり方について、三重県スポーツ審議会及びみえのスポーツ・まちづくり会議における有識者の方の御意見を伺うとともに、他県の状況を調査し、検討を進めてまいりたいと思います。

〔31番 館 直人議員登壇〕

○31番（館 直人） 方向性はよくわかります。そのとおりだと思います。しかし、そんなに余り誘導されていなくても、平成26年までの計画があるからといってやるよりも、今このムードを上げていただくのには、また新たに大きな大会を周知する、そのことにもつながっていくんだというふうに思います。平成26年度末ということは、一つの根拠的なことの話としてはわかりますけれども、今の御答弁をいただくのは前が見えているなど、そんな思いで私は受け取っておりますので、さらなるスポーツを活用して、また、これを使って地域が元気になるように、三重県が元気になるように一層取り組んでいただきたいと、このようなことを申し上げて、次に入らせていただきたいと思います。

次の大きく二つ目が、もうかる農業の土台についてということでございますけれども、今日も、藤田議員からもうかる農業、特に地域活性化プランについてのお話ございましたけれども、私は、その土台づくりの一つ目は、人・農地プランにあると、このように思いますので、このことについてお話

をさせていただきたいというふうに思います。

政府の農業政策は、5月中旬に、アベノミクスの中の第二弾としてその内容が示されたところであります。攻める農業、まさに私はそうなんだというふうに思いますし、その中に五つございました。

農業、農村の農家所得を10年で倍増する。海外への農林水産品の輸出額を1兆円規模に拡大する。また、6次産業化による付加価値の増大ということ。四つ目が、農業の構造改革、また、五つ目が、経営意欲のある農家、地域の中心的な農業経営体などが耕作をする農地の割合を現在の5割から8割にする。まさにこのことが実現できれば本当にすばらしい、このように思います。

しかし、このことに対して、新聞記事等で、やはり財源の裏づけがないということであったり、規制改革の痛みも先送りをしている、いろんな批判といいたまいますか、評価がされております。農業所得を倍増するという内容についてでありますけれども、目標達成には、やはり農地を集団化させること、そして、生産コストを減らすという取組というのが不可欠なんだという内容だと思います。私も、農地の集約化というのはまさにそのとおりだなと、このように思っているところであります。

そのために、今度は、新機構の農地中間管理機構を2014年、ということは来年ですけれども、それまでに各都道府県につくるというふうにされておりますけれども、現在、都道府県には農地の貸し借りを仲介する組織があるわけがございます。あるんですけれども、年間の予算額が小さいのでその成果が上がっていないというのが現実なんだというふうに私は認識しているんですが、予算を増やせば新しい機構を設置する必要はないのではないかな、そのことも考え直していただいて、現在の機構といいたまいますか、組織をもっと生かしていただきたい、このように思っておりますし、これが今まででできなかったんだらうということも思います。

また、点在する狭い農地とか耕作放棄地、これを借り上げて、そして、集約すること、そして、その農地を大きくして作業効率を上げていこうということでございますけれども、これは新しい区画整理事業というか圃場整備

事業に着手をするんだらうと、このように思いますし、耕作放棄地、そのままにしておいてはできないけど、それを耕作しようとするのには開墾をしなければならぬという大きな問題も出てくるわけであります。

最後に、新聞等で言われているのは、この第二弾、アベノミクスについては、TPPの参加に反対される農業団体等々への理解を得るための選挙目当てではないのかというようなことが報道ではされていますけれども、報道は報道として、農業の構造改革については、輸出であったり、また、6次産業化の取組を進めていく上で、そもそも誰がそれを担っていくかという根っこの部分が一番大事なんだというふうに思います。すなわちこれは攻めの農業であって、また、三重県でいえば、もうかる農業というのがその土台にある、一番ベースにある、このように思います。

私は、農業構造の改革ということについては、昨年この議会でも、三重県型農業の目指す姿と施策の展開についてということで質問をさせていただいて、担い手の育成確保であるとか農地集積をどのように進めるんですかと質問をさせていただきました。当局からは、三重県型集落営農の推進とあわせて、国の支援制度にある人・農地プランの活用などを通して農地の集積を進めていきますという旨の御答弁がございました。

ここで、この人・農地プランというのをもう一回思い出していただきたいんですけども、集落などにおきまして徹底的な話し合いをして、そして、地域が抱える人と農地の問題を解決するために作成するのがこのプランなんですよということですよ、簡単に言えば。

ですから、このプランで、一つは、地域の農業を担っていく農家、いわゆる担い手農家は誰かということや、もう一つは、その担い手農家へどのようにしてその地域の方々の農地を集積していくのかということと、そして、三つ目が、担い手農家と、高齢化農家と、兼業農家などなどを含めた、その全体の地域の農業全体のあり方等について、それを地域内で話し合っつけてり上げるということでございますから、いうなれば、地域農業の未来設計図ともバイブルとも言えるのではないかなと、このように思います。

そこで、人・農地プランの作成について、その進捗状況を調べさせていただいたところであります。平成24年度、つまり今年の3月末でありますけれども、全国では1312市町村が作成をされております。そして、作成しようとする全国の市町村は1560あるということからいくと、率が84%。一方、我が三重県では29の市町でございますけれども、昨年に作成されたのが16市町、率にすると55%ということがわかりました。三重県型農業を推進してもうかる農業を目指すんだというために、特に農地に占める水田の割合というのは75%と言われております。また、大部分が兼業農家であるというのがこの三重県なんです。そこで、三重土地利用型の農業を中心として、担い手農家に農地の集積を進めるということは、今日の藤田議員ではありませんけれども、フードイノベーションのお話が出てきましたけれども、そんなような派手さはないにしても、三重県農政を進めていく中での一丁目一番地なんだ、このように私は認識しております。

そこでお伺いをいたしたいんですけれども、この人・農地プラン、作成が進んでいない。これはどうなるんですかと言えば、今年度中に皆さんやっていただきますよなんていう、そんな答弁ではなくて、昨年中に全ての市町で作成ができなかったその要因、どのように分析をされているのか。また、その分析結果を踏まえて、今後どのように推進を図っていこうとされているのかということと、そしてもう一つは、昨年の私の質問で策定すると約束をいただいた新しい三重の米（水田農業）戦略、まだ提示をいただいているのが事実であります。TPPの問題があったり、政権交代というのがあったり、いろいろなことはありましたものの、この戦略をどうするのか、もうやめてしまうのか、ということについてお伺いをいたしたいと思います。よろしくお願いたします。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） ただいま、人・農地プラン等の関連で2点御質問をいただきました。

まず、人・農地プラン、昨年から今年度にかけて全市町で策定しようとい

うことで、これは全国的な取組として進めております。その遅れている要因と今後どうしていくのかを具体的にということでした。

まずその点についてですが、人・農地プランは、市町が集落等を単位に、担い手の明確化と農地集積のルールづくり、それに、将来ビジョンの三つの柱で作成するものでありまして、国は、このプランをベースとして、農地集積の加速化や新規就農の促進など農業の構造改革を進めようとしております。

本県におきましても、農業の担い手を育成確保し、農地集積を着実に進めていくための重要な施策として、人・農地プランの作成を積極的に推進しております。今進捗率はまだちょっと低いということですが、16の市町で作成をいただいております。

人・農地プランの作成されていない市町のほうですが、こちらにおきましても、早期の作成に向けまして、関係機関による検討会を開催し、アンケート調査や集落座談会等に取り組んでいるところですが、幾つかの理由でなかなか進まない地域も現状あります。

その理由といたしましては、中山間地域等集落全体の農地面積が少ない地域では集落を超えた話し合いが必要であるということ、プランに位置づける担い手の確保がなかなか難しいということ、プラン作成のメリット措置を受ける対象者がいないことといった、幾つかの理由がありまして、地域における話し合いが思うように進まず、対応に苦慮していることが作成の遅れている要因というふうに考えております。

このため、県では、東海農政局の津地域センター等と連携しまして、作成の遅れている市町を中心に意見交換会を開催したりしております。また、重点推進集落の設定等具体的な推進手法の検討であるとか、地域の実情に応じた情報提供などの支援にも取り組んでいるところです。特に担い手の確保が難しい地域では、各地域の農業改良普及センターに配置しております集落営農組織の育成に向けた支援チームというのがありまして、こちらから職員の派遣や新規就農者の確保に向けた三重の就農サポートリーダーというのがあり、こちらの活用等も提案をしているところです。

今後とも、市町を積極的に支援し、農業の担い手の育成確保であると農地集積の促進につながる具体的なプランが今年度末には全市町で作成できるよう取り組んでいきたいというふうに思っております。

もう1点、こちらも遅れているという御指摘で、三重の米戦略、確かに、昨年度、できるだけ早くつくろうということで進めておりましたんですが、国のほうで経営所得安定対策の平成26年度からの大幅な見直しを検討するというようなことも出てまいりました。幾つかそういうふうな動きも受けまして、今まだ策定ができていないというのが現実です。今見直し作業を進めているところですが、本県の水田農業の振興のためには、水田の有効活用や担い手の育成などに迅速かつ的確に対応していく必要もありますので、これを早くつくりたいということは考えております。このため、新しい三重の米戦略につきましては、国の経営所得安定対策の新しい制度の内容など国の政策動向も注視しながら、今年度中には作成できるよう作業を進めていきたいと考えております。

〔31番 館 直人議員登壇〕

○31番（館 直人） 人・農地プランですけれども、おっしゃられることだろうと思います。今農業も、ほかのところもそうですが、大変厳しい。特に農地を守ろうとする中で農業という言葉も言われているところであります。担い手の問題というのが一番大きいんだらうというのは容易に想像できることであり、今後も積極的に支援を続けていくということですが、本当にそこへ入っていただいて、その地域のこともわかっていただきながら取り組んでいっていただきたいというのが一つでありますし、戦略のほうともこれはダブっていくのではないかなというふうに思います。国の制度的なこととか動向はいろいろ変わりますけれども、三重県で抱えている課題というのは、効率性を上げるための農地の集約とか、もう明らかになっているので、その動向、制度がいろいろ変わろうとしても、それはそれとしながらも、今抱えている、三重県がやっていかなければならない課題はあるわけですので、それがわかっている状況の中での取組というのを進めていっていただきたい。

まさに力強い支援をしていただきたいな、このようにお願いを申し上げたいと思います。

最後になりますけれども、獣害対策でございます。これももうかる農業の土台づくりの私は二つ目というふうに思っているところでありますけれども、私の地元、菰野町においても、野生鳥獣の被害、また、議員の皆さんのところでも、山側については特に大きな問題になっているんだらうと、このように思います。

まず、野生鳥獣に関する被害ということでありまして、平成23年の数値から申し上げますと、全国の場合、農業被害額ということで、前年度より13億円小さくなったけれども、226億円あるということで高どまりをしているという状況にあります。さて、三重県の場合とはいいますと、農林水産全体としてまとめられている金額が前年度より7000万円増加をして、今現在は8億2100万円にもなっているという状況であります。

では、対策とはいいますと、国のほうは、平成20年に獣害対策措置法を制定して、平成21年度の当初予算から、鳥獣被害防止対策ということで予算措置がされてきたということでありまして、平成23年度、これについては私は民主党の功績の一つかなと思うんですけども、その当初予算では、これまで20億円程度だったその予算を113億円に大幅に拡大したということでありまして、本年度については95億円の予算が確保されているということでありまして、しかし、予算をつけたから一朝一夕に被害がなくなるというものではございません。このような大変な状態だからこそ、予算も確保して、そして、効果の上がる対策を集落、また、地域ぐるみで取り組んでいただくということが一番大事なんだと、このように思います。

では、本県、三重県の対策とはいいますと、これもみえ県民カレッジという中に、選択・集中プログラム、その中の緊急課題解決プロジェクトというところの中に位置づけいただいて、積極的に取り組んでいただいていると私は評価をさせていただきます。そして、野生鳥獣による被害ということでありまして、これは目標と実績といろいろされているわけで、先ほど

申しあげましたけれども、プロジェクトの平成23年度、先ほど、被害は実績値で8億2100万円と申しあげたけれども、目標は7億2000万円だったんですね。1億円程度被害のほうが多かったということです。平成24年度は、目標値を6億9800万円に。そして、平成27年度には6億円以下にするんだよという目標となっているところであります。

次に、鹿やイノシシなどの捕獲した野生獣肉を食材として、みえジビエとして活用する取組についてでございます。

先ほどもあめの話がございましたけれども、私の地元の菰野町、湯の山温泉、また出てきましたが、名物に僧兵鍋というのがございまして、昔は、イノシシとか鹿とか山鳥、山でとれる肉を中心とした料理でしたけれども、今はイノシシの肉が中心であります。地元の旬の野菜などと合わせて、みそ仕立てで鍋料理としているんですけども、これもまた地産地消の一つかな、そして、温泉街のホテルや旅館などで名物料理として提供をさせていただいているところであります。

捕獲した野生獣肉を食材として活用していこうというのは、無論そのためにはそれをジビエ料理として活用、消費していただく需要先がなければいけないわけございまして、それには、その施設というか、その理解と協力を得るということは言うまでもありませんし、地元産もしくは県内産を使っていたらこう、それには安定した量的なものの確保が必要なんだ。これも大きな課題になることは必然だなというふうに思います。

そこでお伺いをしたいんですけども、選択・集中プログラムの緊急課題7で取り組みます、野生獣肉の先ほど申し上げた安定供給、また、その需要先の確保をどのように進められようとしているのか、現状、また、取組についてお伺いをしたいと思います。また、これはジビエだけではできない問題もあります。例えば、それは猿です。猿による県内の農業被害額というのは、平成23年で1億4400万円だったそうございまして、山口県に次いでワースト2に入っている状況でございます。また、猿に対する対策といいたまいますか、この間新聞に載っていましたが、おじろ用心棒なるものが兵庫県

と本県とにおいて共同研究してできたというふうに掲載しておりましたけれども、今後、このおじろ用心棒をどのようにして取組をされるのか。

そして、三つ目に、野生鳥獣、猿、鹿、イノシシ、カモシカ、カワウなどなどございますけれども、これらについて、これまでは集落の皆さんが丸となって地道に取り組んでいる追い払いであったり、猟友会の皆さんの格別な協力をいただいての有害鳥獣の駆除というのがございます。また、本年度から創設された、獣害対策に取り組む集落育成支援事業などがございますけれども、これらによってどのようにしてその被害を最小限におさえていこうか、そして、先ほど申し上げたプロジェクトの数値目標に達成しようとするのかお伺いをしたいと思います。

時間がございませんが、よろしくお願いします。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） それでは、獣害対策について説明させていただきます。

県では、安全で品質の高い野生獣肉の安定供給体制ということを目標に、みえジビエの品質衛生管理マニュアルというのをつくってございまして、この結果、民間事業者の解体処理施設の整備への支援というようなことも進んでまいりました。ただ、獣肉の供給量というのは増えつつあるんですけども、現時点ではまだ十分な安定供給体制ができているというふうには思っておりません。

この中で、フードイノベーションのネットワークですね、こういうところも活用しながら、新商品の開発であるとか、獣肉等を利用したいろんなメニューを研究しておるところです。この辺を幾つか組み合わせながら、県外への販路拡大とかいうことも含め、対策として考えていきたいと思っております。

それと、2点目のおじろ用心棒ですが、こちらは、兵庫県立大学と三重県の農業研究所で共同で開発し、鈴鹿市などで現地実証も行っております。かなり効果があるということで、現在、県内のそのほか7市町でも導入されて

きておりますので、こういうものの普及とか、今後開発する予定の大量捕獲
わなというのがありますので、この辺に総合的に取り組みながら、目標は非
常に厳しいんですけども、何とか実現していきたいというふうに思ってお
ります。

〔31番 館 直人議員登壇〕

○31番（館 直人） 時間が参りました。ありがとうございました。どうぞよ
ろしく願います。（拍手）

○副議長（前田剛志） 50番 西場信行議員。

〔50番 西場信行議員登壇・拍手〕

○50番（西場信行） 皆さん、こんにちは。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。項目は、燃油価格高騰
対策と県内漁業支援、木質バイオマス安定供給体制づくりと木の駅プロジェ
クトの取組、大杉谷水没地域特別対策要綱と地域振興対策、宮川第一、第二
水力発電所民間譲渡の諸課題ということでよろしく願います。

現在、国において、安倍総理のもと、自公政権のもとに、もう後ろのない
日本の厳しい経済状況を打開するために必死の取組、チャレンジが続いてい
るわけであります。しばらくいいムードで来たわけでございますが、ここ
に来ていろいろ乱高下を繰り返すという心配の向きもありますが、もう日本の
国のかじ取りに失敗は許されない、大変厳しい状況の中で、経済の改革をぜ
ひとも成功させていきたい、そんな期待を強くしておりますけれども、
経済の改革、変化の中で、常に厳しい状況をこうむるのは地方であり、農山
漁村であり、中小企業である。こういうようなことで、我々地方の政策とし
ても、そのあたりをしっかりとフォローしていく必要があるだろうと思います。

燃油価格につきましては、この円安の中で価格が高騰してまいりまして、
70円台であったものが、今90円台という状況だと聞きます。5月に松阪市で
三重県漁業代表者集会がありまして、漁業者の皆さん方が寄られて、大変厳
しい現況を吐露されました。私もそこに出席をさせていただいて、その状況
をつぶさに聞かせていただいて、何とかできることは支援していかなばなら

ない、そんな思いを強くしたところであります。

国のほうでもこのことに対する対応が出てきておるやに聞いておりますけれども、まずはその国の支援策をお聞きしながら、各県、各地域によっていろいろ事情が異なる中で、国の対策に連動した県の施策、そして、国の対策だけでは十分行き届かない漁業関係者に対する支援を県として補完していくべきと、こういう思いから、三重県としての燃油価格高騰に対する施策についてお聞きしたいと思います。

また、県下の漁業の情勢は、御案内のとおり大変厳しいわけございまして、ここ20年、30年以前であれば、その生産高も1000億円を超えておるといいう状況でございましたけれども、今現在、500億円を切っておるといいう半減の状況であります。漁業者数も、1万人ぐらのおった漁業者が5000人を切ってきておるといいうことでありまして、毎年500人ぐらいの漁業者がその職を離れるというような状況でございます。あと10年後はどんな状況になるのかということも大変危機的ではないかな、こんなことを思っておりますが、そういう中で、県の漁業振興を底上げしていくのに県内水産物の地産地消といえますか、消費拡大というものが大変重要になってくるかなと、こう思います。

魚を食べるために県民に対するいろいろな支援策というものがあるかなと、こう思ひまして、例えば、魚を食べる日、魚の日、そしてまた、学校給食に地産地消の取組を推進する、こういうことも含めて今現在の県の取組をお聞きしたいと思います。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 燃油価格高騰対策等について2点御質問をいただきました。

まず、燃油価格の高騰に対する国の支援等についてですが、まず現状ですが、最近の円安の傾向を受けまして急激に燃油価格が高騰してきまして、漁業の経営を圧迫しているということです。これにつきまして、国は、燃油価格高騰対策といたしまして、平成22年度から漁業者と国が同額の資金を積み

立てまして、燃油価格が高騰した際に補填金を交付する漁業経営セーフティネット構築事業にこれまで取り組んできております。

県といたしましても、漁業団体と連携いたしましてこの制度への加入促進に努めた結果、燃油使用量の多いカツオ・マグロ漁業や巻き網漁業など、県内の98の経営体が加入し、その補填金が交付されてきております。

さらに、今おっしゃいましたように、国では、最近のさらなる円安傾向を踏まえまして、平成25年7月から26年度末までの拡充策といたしまして、予期し得ない異常高騰となった場合には、異常高騰部分について国の負担割合を高めるとことや、燃油使用量が少ない漁業者も、漁協単位の一括加入というような制度も設けたということでございます。

一方県ですが、燃油消費量を抑える対策といたしましては、省エネに取り組む漁業者の方に対しまして、沿岸漁業改善資金の無利子融資制度などを活用して、省燃油型機器の導入を促進させていただいております。

また、魚礁設置や増殖場造成によりまして、燃油消費量が低減できるよう、近場の漁場整備に引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

さらに、先ほどの国の新しい対策を受けまして、こちらの説明会の開催というようなことも行うなど、より多くの漁業者の方が漁業経営セーフティネット構築事業に加入していただけるようまず取り組んでいきたいというふうに思っております。

続いて、水産物の消費拡大等についてですが、厚生労働省の調査によりますと、ここ数年、全ての年齢層で肉類の摂取量が増えて、水産物の消費量は減少しているというような状態になっております。また、消費者ニーズの多様化によりまして、家庭で購入される魚種が変化し、調理の簡便性も求められるなど、水産物の消費、流通を取り巻く環境も変わってきているというところ です。

しかし、水産物は人の健康に有用な栄養成分を含んでおりまして、健康の維持にも寄与するため、水産物の消費拡大は一層重要になってきているという認識をしております。

このため、県では、みえ地物一番の日を設定し、県内量販店等と連携した水産物の地産地消にも取り組んでおり、養殖マダイや養殖ブリについてのPRもこれまで行ってきております。

また、学校給食ですが、給食用の水産物が少ないという現場の声もありまして、三重県学校給食会等とも連携させていただいて、学校給食用の商品開発に取り組んできました。昨年度は、ゴマサバのフレークというのを開発しまして学校給食に導入しております。

県では、消費者の魚離れを食い止め、水産物の消費を拡大するために、消費者のニーズを把握している県内量販店などの協力もいただきながら、魚の日を推進している流通関係の団体等で構成される三重県水産物消費拡大促進協議会とも連携いたしまして、水産物の魅力のPRや新たな商品の開発などに引き続き取り組んでいきたいというふうに思っております。

〔50番 西場信行議員登壇〕

○50番（西場信行） 山口教育長、学校給食のほうの推進、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

知事にお伺いいたしますが、10月4日、何の日かということをお聞きしようかなと思うのでありますけれども、私のほうでお答えさせていただきます。10月4日は、1、0、4、イワシの日でございます。ちなみに10月10日、体育の日でございますが、タイを食う日でございます、これを何とか広めたいと、こういうことを漁業関係者は言うんですが、なかなか県民に広がらない。ここは知事に一肌脱いでいただきたいなど。にこやかな顔で、おいしく、大きな口で三重県産のタイを頬張っていただく。これで相当県内産消費が拡大してくる、こんな思いでございます、みんな期待しておりますので、10月4日、イワシを食う日、10月10日、タイを食う日、どうぞよろしくお願いを申し上げ、まだまだ言いたいことはあるんですが、この項はこれで終わりたいと思えます。

続きまして、木質バイオマスの安定供給につきまして、今回、たくさんの方々がお話いただきました。今、私の近くでも、松阪市、そして隣

接の多気町で建設計画があり、それだけでも相当量のバイオマス供給が必要になってきておりまして、これに対する供給不足が懸念されますので、何とか安定供給体制に向けた県の取組を強化していただきたい、こう思っております。

そういう中で、これも今議会、話がありましたけれども、小口の集材、集荷システムということで、私は岐阜県の実例を見学してまいりましたが、木の駅プロジェクトという事業がスタートをしております。

畑の野菜を道の駅を出荷するように、山の木を木の駅に出してみる。チェーンソーと軽トラがあれば、誰でも手軽に始められる。実際、取引価格は3000円ぐらいなんです、それに環境や森林整備に対して物すごく公的な貢献度もあるということで、岐阜県や恵那市も含めて公共がそれに上乗せをしておる、こういうようなことがありまして、トン6000円ぐらいで引き取る。こういうふうになりますと、軽トラ1車350キロ、過重積載はいけませんから350キロで1車で2100円、2回運ぶと4200円。軽トラとチェーンソーで晩酌を一杯やれると、C材でちょっと一杯がやれると、こういうキャッチコピーのもとに、余り熱心でない小規模な林家や、そして、素人の山主さんの心をぎゅっとわしづかみにしてしまった。

でありますから、小さい試みでありますけれども、それで全国に広がって、今既に全国で10カ所始まっている、さらに検討が20カ所あると、こういうように聞いておりまして、三重県の今のバイオマスの発電所の建設計画を眺めますと、こういったこともさらにプラスの材料としてぜひ御検討いただきたい、こんなことを思っ提案をし、お伺いをいたしたいと思っております。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 木質バイオマスの取組と申しますか、安定供給体制の一つとして、今、木の駅プロジェクトという形で全国で取り組まれているが県でどうかということです。

私どももちょっと調べてみたんですが、幾つかの県で、鳥取県の智頭町とか岐阜県の恵那市、それに高知県の仁淀川町、こういうところで木の駅プロ

ジェクトというような形で取り組まれていまして、近くから土場にそういうものを持ち込んだ場合に、一定、地域の商店で使えるような地域通貨に交換するとか、いろんな仕組みで検討されているようですが、先ほど最後に申し上げた高知県の事例では、木質バイオマス発電の燃料として活用しているというような事例も出てきております。

本県でもよく似た取組が試行されていまして、地域での少量の木質バイオマスを集める取組として、伊賀地域におきまして地元の林業関係者で構成する伊賀地域木質バイオマス利用推進協議会が主催して、本年2月、3月と2回試行されたというふう聞いております。ここでは、軽トラック延べ70台、約60立方メートルの間伐材が集められ、チップ用材として出荷されたということです。これから本県の木質バイオマスの発電等を進める中で、安定供給の対策の一つとして十分検討していかなきゃいけないなというふうに思っております。

〔50番 西場信行議員登壇〕

○50番（西場信行） ぜひよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

そして、少し最初の質問で入れなかつたので、もう要望にさせていたただきたいと思ひますが、木質バイオマスの材料として、ぜひ竹林の竹、竹材を大いに活用していただきたいと、こう思ひます。増え過ぎた竹林の問題というのは、もう既に言うまでもないところでございまして、しかし、切つてもすぐまた生えてくるという、循環が非常に有用な材質だけに、これを活用していくのが大変重要だと、こう思ひますので、よろしくお願ひいたしたい。

そして、来年度予定しております森と緑の県民税につきまして、今後の活用、使途についていろいろ御検討いただいておりますけれども、今、バイオ材を使うということは、CO₂の削減にもなります。CO₂の吸収も、間伐をしてそれを促進することにもなりますから、これをぜひとも県民税の使い道として御検討いただくことを要望させていただきたいと思ひます。

続きまして、大杉谷の地域振興につきましてお願ひをいたします。

平成20年の一般質問で、大杉谷水没地域特別対策要綱について質問をいた

しました。当時の知事からは、庁内で組織する水力発電事業譲渡連絡会議でこの要綱を整理して、それぞれの問題を担当部局で対応させたい、このように答弁いただいて以来、もう相当の年月がたったわけではありますが、具体的な進展はございません。鈴木知事が御就任されて、改めてこのことをお願いしたいと思います。

昭和27年に、戦後の三重県の大事業であります宮川ダム建設に伴い、旧大杉村の約90戸の世帯がダムの底に水没をいたしまして、各地に移転されました。ダム建設ときに県と約束された大杉谷地域住民、あるいは地域の振興策が記されたものが特別対策要綱でありまして、もう60年ほどたっておりますが、まだ履行されていないものが幾つか残っております。水没したふるさとを思い、将来の過疎化が進む状況を憂いて地元関係者が立ち上がり、旧大杉村再生協議会という組織も立ち上げたりされまして、そのふるさとの再生に向かって活動をされておられます。

その思いを少し私なりに改めて御紹介させてもらえば、60年たった今、治水、かんがい、発電はそれぞれ目的が達成されてダムの恩恵を受けているが、大杉地域に直接関係のある地域振興、観光振興が取り残されておる。このことは総合開発の趣旨からいっても許されることではないと思う。納得がいかない。大杉谷水没特別対策要綱によれば、大杉谷は、奥地の観光資源が開発され、ダム周辺に観光施設が整備されて、既に観光地として発展を遂げていなければならない。現状は全く逆で、年を追って衰退の一途をたどり、今や廃村の危機に立たされておる。要綱は何だったのか。順調な補償の経過をたどったのは特別対策要綱の実施のおかげだと言う当時の関係者もいた。この要綱は県との約束事項だと理解しておるが、そうでなければ、水没者を納得させるための策略だと言うように言わざるを得なくなってくる。自分たちが涙をのんで決断したことが、ただただ犠牲になったということであってはならない。何とかよきふるさとを再生したいと、こういう思いということでございます。

そこで、知事に、この特別対策要綱をどのように理解され、その対応を進

めていかれようとするのか、その点をまずお伺いいたしたいと思いますし、今の県の組織の中でこれを所管する県の部局というものを定めていただきたいと、このように思うんですが、その点いかがかお伺いをいたしたいんですが、もう時間の関係で全部一緒に質問をさせてもらいたいと思います。

二つ目は、特別対策要綱の中に関連いたしますけれども、その地域振興の中で大きく取り上げている、項目として以下3点があるかなと、こういうふうに思いますが、1点は、大杉谷の登山道の復旧整備についてであります。

この4月25日に登山センターで峡谷登山のオープニングセレモニーが行ってまいりましたが、申すまでもなしに、大杉谷登山道は、日本三大溪谷と称せられる、大自然を満喫できる、登山家にとっては本当に人気の高いコースでございます。それが、平成16年の豪雨災害以来中断され、復旧工事が今進んでおります。光滝への難所が残されておると聞いておりますが、この再開がいつになるのか、復旧整備の状況見通しをお聞きしたい、こういうふうに思います。

これが再開されれば、登山客が戻ってくる。戻ってくるどころか、全国が注目をして、その再開を待ち望んでおることでしょう。平成8年のピーク時には1万5900人の登山客があったという数字を聞かせてもらっております。その後、その登山客が利用する船の就航に対しての諸課題が起りまして、その後、それも一因となって減少傾向になったと、こういうように聞いておりますけれども、登山道が再開になれば、爆発的に大杉谷登山ブームが起こると、こういうふうに思っておるところでございます。それが来年であれば、まさに伊勢のおかげ参りの年とあわせて、関係ないかもしれませんが、また三重県の大いなる観光の一助にもなっていただけると、こういうふうに思います。

その登山道の再開とセットになるのが、宮川ダム湖の観光船の再開でございます。同じく平成16年災害以来運航を休止しておりますけれども、ぜひとも再開ができることを強く願っておるわけでございます。特別対策要綱には、ダム湖における渡船の設置を県において行うというような記載がありますの

で、この再開に向けて、県の支援、対応策について伺っておきたいと思いません。

それから、その次に、国道422号、旧宮川村から旧紀伊長島の交通不能区間道路整備についてでございます。

これは東議員も以前の会議で訴えておられましたけれども、特別対策要綱には、桧原地内県道より、野又峠を経て赤羽村下河内に至る延長1万9900メートルの改修整備と、こういうものが書かれておりまして、平成5年4月1日には、県道紀伊長島飯高線は、沿線住民、市町村の悲願の達成のもとで国道昇格を果たして、みんなで万歳して喜んだのがついこの間でありました。しかし、所管の県管理は変わらず、予算も大した伸びがない中で、この交通不能区間解消はまだ至っておりません。

3月24日に紀伊長島インターが開設されました。そういう中で、東紀州と、そして国道422号をつないで、紀北、大台、松阪、津、伊賀、この内陸部をつなぐ基幹の幹線道路として、古く昭和48年発足であります。三重南北縦貫道路建設期成同盟会という市町組織もございますが、今年で37回目の総会を旧宮川村で開催するわけですが、この道路の開通をぜひとも望んでおるところでございます。

交通不能区間の整備改良を特に重点的に今日はお願いをしていきたいと、こういうように思いますので、よろしくお願いをいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 大杉谷水没地域特別対策要綱の進め方とその所管部というところでございます。

大杉谷水没地域特別対策要綱は、宮川ダム建設に当たり、当時の多気郡大杉谷村地区の水没地域に居住されていた方々に対し、移転後の生活の維持と生活環境の確保のため、昭和27年度に策定されたものです。

要綱の策定後60年以上が経過しておりますが、県といたしましては、宮川ダム建設当時から、地域の状況や社会経済情勢が大きく変化していることも勘案の上、地元と協議しながら、少しずつではありますが、種々の措置を講

じてきており、今後も、それぞれ残された課題ごとによく見きわめ、協議しながら対応を進めてまいりたいというふうに考えております。

私も、この前、再生協議会の方々と、西場議員と一緒にお会いさせていただきました。その後、対策要綱の中で、どういふのをやっでどれが残っているんだと一応整理もさせていただきました。そんな中で残された課題を、今申し上げたように、地元の皆さんとよく協議しながら対応していきたいと思ひます。

そういう残された課題について、例えば、道路だったら道路の担当、県土整備部がやるわけでありますので、その個々の対応というは担当部局で行いますけれども、窓口ということにつきましては、所管という意味になりますけど、地域連携部で第一義的に承りますので、お話をいただければというふうに思ひます。

〔水谷一秀地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（水谷一秀） 私のほうからは、宮川ダム湖の観光船につきまして御答弁いたします。

先ほど知事から答弁がありました大杉谷水没地域特別対策要綱にも観光施設等の地域振興策の記載がございますが、これらにつきましては、既に地元の旧宮川村と協議しながら対策を講じてきたところであり、旧宮川村村長と三重県企業庁長が締結した協定書によりまして、観光管理につきましては、特別対策要綱上の課題としては既に解決しているものと認識しております。

大杉谷周辺地域につきましては、日本三大溪谷の一つと称され、昨年8月に開通した大杉谷登山道林間コースをはじめ、蛍観賞や紅葉など四季を通じた自然美のほか、ハイキング、キャンプ、リバーボードなど大自然でのアウトドアスポーツを楽しめる地域であります。このすぐれた自然景観を有する大杉谷周辺地域の観光振興につきまして、県としては、中京圏や関西圏メディアへの情報提供会の中で、これらの地域の取組について情報発信に努めてまいりました。

三重県観光キャンペーンにおきましても、県内各市町、観光協会等をメン

バーとする地域部会を設置しており、大杉谷地域につきましては、地域の
方々と連携しながら、山ガールなどアウトドアを切り口とした情報発信を展開し、誘客促進に取り組んでいるところであります。

御質問の宮川ダム湖観光船は、大台町が船を所有し、民間事業者が運航していたもので、以前は、大台山系への登山客が、ダム湖を船に乗り、大杉谷登山口まで行くのに乗船した事情があり、春から秋にかけ定期運航しておりましたが、平成16年災害により、大杉谷登山道が寸断されたことなどにより、予約による貸し切りのダム湖周遊のみの運航になっておりましたが、これも、平成23年の台風で船にトラブルがあり、現在、運航を休止しているところであります。

この後、農林水産部長が答弁いたします大杉谷登山道の復旧は、多くの登山家が待ち望んでおります。私もその1人であり、西場議員の復旧促進の質問には感謝しております。この登山道が復旧すれば、多くの登山客が大杉谷に戻り、午前中、中村議員のお話にも出てまいりました、あの大女優の吉永小百合さんと同年代の元気な山ガールたちもたくさん集まり、災害前のにぎわいを取り戻すことができるのではないかと思います。

このような状況の中で、宮川ダム湖観光船の再開につきましては、まずは船を所有する地元大台町の判断が重要であると考えますので、大台町の意向を確認しながら、特別対策要綱とは別に、県としましてどのような支援ができるかを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 私のほうからは、大杉谷登山道の復旧状況についてお答えしたいと思います。

大杉谷登山歩道につきましては、平成16年9月の台風21号に伴う集中豪雨により、つり橋などが甚大な被害を受け、通行不可能となり、その後、現地調査、検討及び全体計画を策定いたしまして、平成20年度から、県単独事業により順次復旧工事を進めてきております。平成24年度末までに登山歩道40

カ所、つり橋など10カ所が完了し、また、環境省の直轄事業により平等嵩つり橋が完成いたしております。

これまでの整備により、大台町側の宮川第三発電所から七ツ釜滝つり橋までの7.4キロ、また、奈良県側の日出ヶ岳から堂倉滝つり橋までの4.7キロの合わせて12.1キロを供用開始しております。残っております光滝付近の崩壊地を含めた2キロにつきましては、平成26年の山開きには供用開始できるよう復旧工事を進めていきたいと考えております。

〔土井英尚 県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 国道422号の通行不能区間の道路整備について答弁させていただきます。

御要望の国道422号の区間につきましては、平成24年度に大台町桧原地内において災害を受けたということで、復旧工事とあわせて待避所を設置するなどの柔軟な手法による道路整備を行っております。

この区間、約30キロございますが、につきましては、現在18キロの通行不能区間がございます。この通行不能区間は、急峻な地形を通り、延長も長いということから、柔軟な手法による対応も困難な状況であり、長期的な課題と考えているところでございます。

現在、大台町地内においては、地域振興を支援する観点から、国道422号の八知山拡幅、大熊拡幅など7カ所で2車線整備による道路改良を進めるとともに、県道大台ヶ原線の久豆と桧原間など2カ所において部分的な改良などの柔軟な手法による道路整備を進めておるところでございます。

引き続き、これらの道路整備を着実に推進するとともに、地域のニーズを踏まえ、沿線住民の利便性や安全性を向上させるため、柔軟な手法を取り入れながら同地域の道路整備に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

〔50番 西場信行議員登壇〕

○**50番（西場信行）** 知事からは、所管部を地域連携部にするというはっきりとしたお答えをいただきました。これは、かねてから私もこの所管をはっき

りしていただきたいということを申し上げてきたところでありましたので、これはこれで、これから大杉谷水没地域特別対策要綱に対する取り扱いを地域連携部のほうで持っていただくということをお聞きいたしましたので、個々また地域連携部の方としっかり議論をしながら進めさせてもらいたいと、こう思います。

地域連携部長の回答の中で、昔のことですからわかりづらいことがあるけれども、もう既に何十年か前の村長と県が、地域振興、観光振興についてはもう解決したよという協定、覚書を結んだというようなお話があったね。これは本当にそうなのかということを、どこまで調べてそれを言っていたいでおるのか。私も議員になる以前のことだから、自分が知らないからおかしいというわけではないけれども、そんな重要なことを決めつけたように言えるほどこの問題は簡単じゃない。

今率直に考える一つは、宮川村村長と知事が結んだ、要綱じゃないんだよ。水没地域の住民と県知事が結んだ要綱なんだよ。水没地域の住民と知事が結んだ約束事を、住民の方は何の了解もなしに村長と知事だけで決めたって、そんなことは、まずそれはおかしいでしょう。観光振興、地域振興は済んだよと、ある意味そういうことを役場と県が決めたというのであれば、それを住民に諮らなくちゃいけないということになりますから、私は、今の答弁は合点がいかないし、了解するわけにいかない。もっと当時のことを詳細に、資料を出していただいて、そして、きちっとした調査のもとに特別対策要綱について、それがかくかくこういう状況で解決したということをきちっと証明してもらわないといけない。今、存命で、80、90になってそのことを思う人たちが、その特別対策要綱の実現のために今必死な思いで県や知事にお願いしている。そんな状況の中で、済みましたよはないだろう。もう一度その点を踏まえて、丁寧な回答を再度求めておきたいと思います。

それから、船の問題は、これも町次第のような話がありました。私は、県が渡船を設置すると特別対策要綱に書いてありますから、県の責任なり県の支援はないんですかと、こういうように申し上げました。今のお話ですと、

町がやってきたことですから町がやるでしょうというような感じのお答えだったかなと思いますが、船を買って整備して浮かべるだけではできないんですよ。平成16年災害以降、宮川ダムに土砂が堆積して船が動かない。土砂の堆積を排除してもらわないといけない。管理者は誰だ。県土整備部と、そして、電気事業者だ。そういう意味において、町だけではこれは対応ができない。特別対策要綱の関連とすれば地域連携部あるいは所管の県土整備部がこの点についてしっかりと対応を考えてもらわなければならない。

たとえ土砂を取っても、一定の水位がなかったら船は動かない。水の権利はみんな電気事業者が持っておるんですよ。4月1日から民間事業者に移る。発電効率だけを優先して発電をしたら、水位は常にながらだ。船を動かせるような状況じゃない。そういう調整をどういうように図るのか。

水谷部長、登山道再開を楽しみにしておるといふけれども、あの大台ヶ原から延々と山の家に宿泊しておりてきて、宮川第三発電所からあの十何キロをアスファルトの道路を歩くという登山道では、それは全国の登山者には、その魅力が半減してしまう。やっぱりそこで適当な乗り場から船に乗って、今度は水面からこの大杉谷の峡谷を楽しむ、こういうようにして、それで大杉谷観光は人気が盛んなんだよ。こういうことを考えれば、町がやるでしょう、私のところは関係ありません的な回答では納得がいかない。

道路については、もう時間がないから、部長、私は、1.5車線とか柔軟な改修とか、そんなことを回答で求めているんです。紀伊長島インターができて、熊野灘臨海をずっと走ってきた海岸を楽しむドライバーたちが、あの紀伊長島インターから、もう、すぐ、一山越えて、ものの2、30キロで大杉峡谷へ入れるという、すごい山岳観光にもつながる道なんです。先ほども申し上げましたように、産業道路として、また、文化の交流の道としても大変これからの未来志向の道路でもある。そして、歴史的には、赤羽村、大杉村との交流というのは、塩の道を通じての物資の交換、そして、人の交流というものを果たしてきた。近年においても、アマゴとイワシの会という若者の交流組織もできて、そういう交流事業も盛んに行ってきた。全て池坂峠なり

野又峠を越える道路の開通を夢見てみんなやっているんですよ。それを、できる範囲で、1.5車線のところで、退避所をつくってなんていうところでは回答にならないということなんだけど、そうだな、答弁はもういいわ。何か言えるような内容があったら。

○**地域連携部長（水谷一秀）** 特別対策要綱につきましての説明につきまして、平成20年の御質問をいただいてから整理をできてきておりますが、今後も、資料等を出して十分な説明に努めていきたいと思っております。

また、登山道についての船につきましては、大台町であとは知らんということではなく、まず運航をやっております大台町の判断を一義的に考えておりました。まず運航については大台町がどうするか。その上で県としてどういう支援ができるかを検討してまいるといことでございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

ちょっと答弁が乱雑で御迷惑をおかけしたことはおわびいたします。

〔50番 西場信行議員登壇〕

○**50番（西場信行）** また積み残した課題につきましては、別の機会にいろいろ議論させていただきたいと思っております。

それでは、最後の宮川第一、第二水力発電民間譲渡の課題につきまして質問させていただきます。

一昨年でしたかね、当時の企業庁長に質問したのもこれでした。三瀬谷発電所設置に伴う宮川かんがい用水の補給に関する覚書、これは、かんがい用水、魚道放流の補給が、発電の効率にかかわらず優先的にやるんだということを含めた、大事な大事な三瀬谷ダム建設時の企業庁と当時の改良区とで結んだ覚書であり、その前段として、東海農政局長たちが入った協定もあるわけですけども、これがきちっとその覚書どおり継続されるというのは、当時の答弁でもそうになっておりましたし、そのような説明を何回も聞いております。しかし、聞くところによると、これを変更するような協議なり、動きがあるようにも聞こえますので、もう一度再確認をさせてもらいたいと、このように思って、そんなことがあってはならん、こういう思いで再度質問を

させていただきました。

二つ目は、これも、三瀬谷ダム建設時の企業庁と宮川上流漁協とのアユ放流に関する協定であります。三瀬谷ダム建設で遡上が阻害されたアユの補償のため、その経費を電気事業者が負担する、こういうものであります。この補償は継続されると、こういうように聞いておるわけではありますが、漁協側は、経済環境の変化が激しいときだけに、もしも支払いできない状況になったときに大変なことになるということから、建設当時の責任者である県が、その協定に対する補償をしてほしい、こういう要望が強く出されておるところでございます。それがなされないときはこの譲渡に断固反対すると、こういう姿勢までも言うておられます。当時、その後、話し合いをしっかりと調整していくという企業庁長の話でございましたが、以来一度も話し合いが持たれたというニュースがありません。そのまま何も会議、話し合いをしないまま、来年の4月1日には第一、第二発電所の譲渡金が支払われる、受納するというような状況は全く理解できないので、これについて県の誠意ある対応をしていただければなど、こういうように思います。

3点目は、先ほどの問題も含めてであります。流域に関する多くの課題がございます。流量の回復、水質の回復、かんがい放流に対する問題、河川環境を維持する問題、そして、そういうものにまつわる大和谷からの直結パイプの新設、また、ダム湖や河川上流に堆積する土砂の排除、濁流放水の防止、そういった問題も含めて、多くの問題が譲渡以降も浮上してくるということが予想されるわけであります。宮川ダム、三瀬谷ダムを建設した当事者としての県の責任は譲渡後も続くものと、このように思いますので、これまでの過去の経緯とこれからの宮川の課題に取り組んでいくためにも、その姿勢のあらわれとしてぜひともお願いしたいことは、この譲渡対価を基金にして確保されて、今後の宮川流域に関係いたします振興基金にして確保されることを要望いたしますと、このように思いますし、また、発電所譲渡後の問題が出てきた場合の解決のために、県庁内の庁内組織があることは理解しておりますが、それだけではなしに、県と流域関係市町と、それから、利水関

係者、そして発電事業者が入った公的な協議の場を継続して設けていただくことをお願いしたいし、来年の4月1日発足ということでお願いしたいと、こう思いますが、いかがでしょうか。

〔水谷一秀地域連携部長登壇〕

○**地域連携部長（水谷一秀）** 私のほうからは、水力発電の譲渡益と譲渡後の課題解決に向けての協議の場につきまして御答弁いたします。

三重県企業庁の水力発電事業につきましては、平成25年4月から中部電力株式会社に段階的に譲渡を開始しており、平成27年4月1日の譲渡完了をもちまして事業が廃止されることとなります。

水力発電事業の譲渡対価については、その後、債権、債務の精算を行い、残った現金等を一般会計が引き継ぐこととなります。これらの金額はこれから決定するものでありますので、議員御指摘のような事情も踏まえた上で、地域貢献等に必要な費用も今後検討させていただきたいと思っております。

水力発電事業民間譲渡後の宮川流域諸課題に対しましては、現在、県庁内の関係部局で構成する宮川流域振興調整会議を設置して対応することとしております。調整会議では、流量回復の取組の成果の検証や今後の流量回復に向けての調整、稚アユ放流経費への補填等の地域貢献の取組が確実に継続されているかどうかの検証と、譲渡により生じた課題への対応、関係市町や宮川流域ルネッサンス協議会の活動等と連携した地域振興に係る推進方策の検討を行っていくこととしております。

なお、これらの検討に当たりましては、必要に応じまして、関係市町や利水関係者等との協議の場も設けるなど、十分意見を交換させていただいた上で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔小林 潔企業庁長登壇〕

○**企業庁長（小林 潔）** 私からは2点お答えをさせていただきます。

まず1点目は、三瀬谷発電所設置に伴って、宮川かんがい用水の補給等に関する覚書等の継続について、この覚書等の内容を変更するのかという御質

間にお答えをさせていただきます。

企業庁は、昭和40年の三瀬谷ダム建設時に東海農政局及び宮川用土地改良区と締結した覚書等に基づきまして、現在、三瀬谷ダム及び宮川ダムにおきましてかんがい補給を行っているところでございます。また、今回の三瀬谷の発電所の譲渡に際しましては、渇水時におけるかんがい補給の対応を含め、現在の運用を継続することにつきまして、中部電力株式会社と合意をしているところでございます。しかしながら、この覚書等につきましては、ダム建設から50年近く経過し、工業用水道事業が廃止されるなど実態とは合わない項目もあることから、現在、現状に即した内容となるよう関係者で見直しに向けた協議を行っているところでございます。

今後は、宮川のかんがい用水の補給等に関する覚書等の再締結が早期にできるよう関係者と協議を進めていくとともに、かんがい用水への補給が必要な場合の具体的な運用につきまして、中部電力に確実に継承していきたいと考えております。

次に、企業庁と宮川上流漁協とのアユの放流に関する協定について、ダム建設者としてどう責任を果たしていくのかという御質問にお答えをさせていただきます。

三瀬谷ダムの建設に際しまして、ダム上流へのアユの遡上を助けるために魚道の設置も検討したところ、ダムの堤高が39メートルと高く、また、魚道設置により水の流下能力を低下させるなど河川安全面において問題が想定されたということから、これにかわる対策として、宮川上流漁協が行う稚アユ放流の経費を県が負担するなどの補償を昭和42年度から行っているところでございます。

今回の三瀬谷発電所譲渡に際しまして、アユの放流経費への負担につきましても、譲渡先の中部電力株式会社と交渉を重ねてまいりました。この結果、平成23年8月に中部電力株式会社と締結をいたしました確認書の地域貢献課題の対応の中で、譲渡後は、中部電力株式会社が現在の補償を継続することを確認しているところでございます。

先ほど地域連携部長からも回答がありましたように、譲渡に当たりましては地域貢献が継続されることを条件としておりまして、地域貢献課題であるアユの放流経費負担につきましても、譲渡後は、宮川流域振興調整会議で確実に継続されているかどうかの検証を行っていくこととしております。

今後も、宮川上流漁協との協議を継続し、企業庁から中部電力株式会社へ協定を継承することへの理解が得られるよう、誠意を持って対応してまいります。

また、宮川上流漁協との話し合いというのが少し平行線になっているということで、今後話し合いの場を多く持つなど、しっかり汗をかいてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔50番 西場信行議員登壇〕

○50番（西場信行） 今の企業庁長の話は大変大きな問題です。今までずっといろんな委員会や本会議で、覚書、協定はそのまま継続すると、こういうことを言い続けてきた。だから、農業者側も改良区も、公営企業から民間になってもいいだろうと、こう言われてきた。しかし、今の話は、実際に沿って変えると言っている。そんなおかしなことはないだろう。これね、こんな公の場だから言いにくいけど、うそつきになるぞ。これは、しっかりと反省してもらわなならん。

私も全く知らなかったんだけど、じゃ、どういようように変えるんだといって、話を聞いたら、今までは、全て不足したら出しますと言っておった。ところが、現実には、調整会議を開いてその結果出している。じゃ、協定も、その言葉を変えて、調整会議の結果、出すようにしますって、こういういようように変えたいと言っている。全くおかしな話だよ。欺くのか。こんなことを、今ここへ来て、今まで言っておったことは違いますなんていうことを、私がこの質問をしたら、やっぱりそのとおり継続しますという答えをいただくものやと思って、私はあえてこの質問をした。そうしたら、堂々とまたうそつきでしたという回答をするんだから、こんなものは全く理解できない。おかし

な話だ。

この問題は私は絶対理解できないし、そして、今までの議事録なりを全部しっかり読んでやってほしいし、議長、これは議会軽視も甚だしいですよ。でありますので、このことについては再度検討していただくことを求めて、企業庁長の最後の一言を聞かせてもらう。

○企業庁長（小林 潔） 御指摘の異常渇水年においては、かんがい用水の不足分を企業庁の負担でダムから放流すると、この文言を変えようと、先ほど議員がおっしゃったようにしておるわけですがけれども、この企業庁の負担という文言については、譲渡後は中部電力になると思うんですが、この文言の変更をなしでいけないのかというのは、当然私も庁内で指示をしていますので、そこのところはちょっと御理解願いたいと思います。

〔50番 西場信行議員登壇〕

○50番（西場信行） 何を言っているんだかよくわからん。わからんが、ともかく、この変更することは絶対あってはならん、このことを再度申し上げます。（拍手）

○副議長（前田剛志） 以上で、県政に対する質問を終了いたします。

質 疑

○副議長（前田剛志） 日程第3、議案第115号から議案第124号まで並びに議提議案第8号を一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。22番 奥野英介議員。

〔22番 奥野英介議員登壇・拍手〕

○22番（奥野英介） 鷹山の奥野です。よろしくお願いします。

もう帰る時間ですので、15分延長させてもらって、少しか議案第115号、議案第122号及び第123号に関する質疑をさせていただきます。職員給与を減じる措置についてでございます。

地方交付税で国が広域自治体、基礎自治体をいじめる理不尽なやり方に対して県が先頭に立って国と闘う姿勢を示していただきたいために質問するの

であって、議案に反対するものではありません。

知事は、報道によると、そもそも地方交付税は、地方固有の財源、国が手を突っ込んできて削減するのは大変遺憾だと、そのとおりだと私も思います。地方交付税について少し抜粋します。地方交付税法第3条2によると、国は、地方交付税の交付に当たっては、「条件をつけ、又はその用途を制限してはならない。」とされ、地方公共団体の自主性を確保しつつ、その財源の均衡化を図り、その行政の計画的運営を保障することによって地方自治体の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化することを目的としているとあります。だから、地方交付税というのは、知事のおっしゃられるとおり、地方固有の財源であるから、国がやいのやいの言うてはならないということなんですけれども、私は、この地方交付税法をねじ曲げ、今回の交付税削減に至ったと思います。

多分、国はこのことに対して正当化されると思われるのですが、今日の日本経済新聞の中で、6月上旬の調査において、889自治体がこの国の削減に対して受諾し、736自治体が未定、全体の9%の自治体は要請を拒否し、それは財政力の強い東京都とか仙台市とかその辺だと思います。拒否し、減額はしない。結局、受諾したところは、国による兵糧攻めのため。

地方公務員給与の原資になる2013年度の交付税の減額を明記した改正地方交付税法が3月に成立をしております。このことを僕もうっかり忘れていたというのか、国のほうは、これをするために3月に地方税法を改正していたということのようでございます。要請に応じなかった場合の国からの報復への警戒感も受諾を促しております。

この禍根を残した地方公務員の給与減額、2014年度の給与のあり方は、国と地方が抜本的な見直しに向けて協議することになっておりますが、着地点を見出すのに容易ではありませんとあります。

この地方交付税の削減は問題点がたくさんあります。元来、公務員の給与は、民間とのバランスを考慮し、人事院勧告がなされております。また、今回、交付税をいただいていない不交付団体は、交付税そのものがないわけで

すから国からカットされることはない。

また、財政力指数によっても随分違っていきます。例えば、三重県の場合、川越町は財政力指数が2.0ぐらいだと、ちょっと数字を合わせたんですけど、要するに一銭も国から交付税はもらっていない。四日市市も、以前はそうだったと思うんですけど、今は0.9幾つか。以前は、亀山市、鈴鹿市がかなり財政力の高い市だと思うんですけど、財政力指数により交付税そのものに差異が出てくるということですよ。また、市町により、カットの受け入れをするところとしないところがあるわけですから、それもどうなのかと。

また、ラスパイレス指数。簡単に言うと、国の国家公務員の給与を100とした場合、広域自治体、基礎自治体がラスパイレス指数より100以上なのか100以下なのかによっても違ってきます。

そういう意味で、平成23年の県はラスパイレス指数が101.8だそうです。資料をいただきました。全国で10位。平成24年は106.2、これは、国がカットした後、県もカットした後106.2、そういうことですね。今度、国がカットする前、県がカットした後ですと98.2になるそうでございます。要するに、カットすることによって100以下になるか、その辺が非常に、ラスパイレス指数というのが、参考として見るだけで、今、基礎自治体の市町の場合、多分国の国家公務員の給料より高いところ、財政力の弱いところも上に行っているところもたくさんあります。

私が平成17年に市長選挙に負けたのも、この給料を下げようと言って、要するに、下げない、下げるで随分議論があって、結局は下げよと言った私が選挙に負けたという、今もそういう当時の思いが残っておりますので、この国のやり方というのは、このまま放っておいていいのかなというような気がします。平成の大合併の折に、国によってあめとむちでだまされたと私は今でもずっとそのように疑問を感じながらずっと県議会議員をやっているわけなんですけれども、国のやり方は、地方地方といいながら、上から目線の施策をやり、また、地方が確固たる行政運営をすることが、地方の主張を認めることが地方の役割であるのではないかなと常々思っています。

そこでお尋ねします。

地方交付税は、地方の固有の財源である地方交付税を国が一方向的に削減し、実質的に給与削減を強要するような措置を行うことは問題で、国に対してしっかりと物を言っていける強い県政であらねばならないと思うのですが、知事、いかがでしょうか。

○知事（鈴木英敬） 今、奥野議員からありましたように、今回の交付税の削減というのは、繰り返しになりますけれども、そもそも地方交付税は地方の固有の財源であって、国が政策目的でそこに手を突っ込んできて削減をするということはあってはならず、大変遺憾であるということであります。しかし、先ほど議員からも兵糧攻めという言葉がありました、まさに今、兵糧攻めというもので、やむを得ず、先ほどの889のうち、都道府県では41がやむを得ずやるということになりました。やらないところが3、未定が3であります。こういう事態で、我々も全国知事会を通じて要請もしましたし、私たち単独でも総務省に対して要請をしたところであります。

今後、国に対しても、そうした措置を行わないようにというので、そもそも交付税は財政需要を積み上げて、その総額を確保して、地方がちゃんと行政できるようにするというものでありますから、その総額の確保をしっかりするようにということをあらゆる機会を捉えて言ってまいりたいと思いますし、あと、今回の措置と別に少し危惧していることは、今日閣議決定されました、いわゆる骨太の方針の中で、リーマンショック後に地方交付税について別枠加算という、要はリーマンショック後景気が低迷しました、それで地方が大変だと、したがって、別枠加算で1兆円積んであるんですけども、それも見直すと国が言ってきています。そういうようなことでありますので、繰り返しになりますが、交付税はそもそも地方固有の財源であるということで、国の動向を注視しながらしっかり申し入れなどを適宜適切に行っていきたいと思います。

〔22番 奥野英介議員登壇〕

○22番（奥野英介） これを認めてしまうと、これから国はもう本当に勝手な

ことをやっていくのかなという思いがしないでもないです。また、選挙を言うといかんですけれど、一つの強いところがあると、それをどんどんやってくるという、本当に国民の立場が守られるのかというような気がします。私は、この今の日本の中央集権制度というのは本当にいい制度だなとも思うんですけど、やはり今、東京とか都会にたくさんの人が行っています。その人たちは、そうしたらどこから来たんやというと、ほとんど、半数以上、大部分と言っていいかな、田舎というのか地方から来ている。地方から来ている人が今の日本を支えているのではないかなというふうに思うわけなんです。だから、地方交付税は、この国の歴史と文化と知恵のたまものだと思うんですよ。そういう意味で、やはりこの地方交付税を守っていくというのが日本の国を守っていくということではないかなと思うので、ここはしっかり知事のほうで、これから国に負けないような県政というのか、知事の立場でしっかりやっていただきたいなど、そんなふうに思います。

じゃ、最後に、知事の給与をまた30%から40%カットするんですけど、知事がやると、非常に首長がどンドンどンドンカットしていたらやる気がなくなりますから、前にも知事に言ったんですけど、もうほどほどにとめておかないと、あんた仕事しているのか、仕事していないもんで40%カットするののかということになりますから、今後、この辺は十分に、本当に士気というのか、低下してきますから、今後はこういうことは今回限りにして、絶対にそういうことはしないように、やはりそれだけの働きをしているわけですから、働きに見合った報酬はいただいて結構なんですから、そこのところ、肝に銘じて、今後はそういうことをしないようお願いをしたいと思います。もう少し時間がありますので、コメントがあれば。

○知事（鈴木英敬） 今回は今回ということで、今後、今奥野議員からアドバイスをいただきましたので、よく肝に銘じたいと思います。

〔22番 奥野英介議員登壇〕

○22番（奥野英介） それじゃ、終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（前田剛志） 以上で、議案第115号から議案第124号まで並びに議提議案第8号に関する質疑を終了いたします。

議 案 付 託

○副議長（前田剛志） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第115号から議案第124号まで並びに議提議案第8号は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田剛志） 御異議なしと認めます。よって、本件は、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

環境生活農林水産常任委員会

議案番号	件 名
議提8	三重県飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす条例案

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
115	平成25年度三重県一般会計補正予算（第2号）
116	平成25年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算（第1号）
117	平成25年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）
118	平成25年度三重県水道事業会計補正予算（第1号）
119	平成25年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

1 2 0	平成 2 5 年度三重県電気事業会計補正予算（第 1 号）
1 2 1	平成 2 5 年度三重県病院事業会計補正予算（第 1 号）
1 2 2	副知事等の給与の臨時特例に関する条例案
1 2 3	知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
1 2 4	平成 2 5 年度三重県一般会計補正予算（第 3 号）

○副議長（前田剛志） これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（前田剛志） お諮りいたします。明15日から27日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田剛志） 御異議なしと認め、明15日から27日までは休会とすることに決定いたしました。

6月28日は、定刻より本会議を開きます。

散 会

○副議長（前田剛志） 本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時15分散会